

資料 1

起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策

三沢市

○ 起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策（目次）

項 目		概要	全文
1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	1	25
1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生	2	35
1-3	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫	3	41
1-4	土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態	4	41
1-5	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	5	51
1-6	情報伝達の不備、まひ、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れなどで多数の死傷者の発生	5	53
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	6	57
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	7	63
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態	8	67
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	9	73
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（市外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足	9	75
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能のまひ	10	79
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	11	87
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	12	89
3-2	電力供給停止等による情報通信のまひ・長期停止	13	93
4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	14	97
4-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	15	99
4-3	基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止	15	103
4-4	食料等の安定供給の停滞	16	107
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	17	111
5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止	17	115
5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	18	117
5-4	地域交通ネットワークが分断する事態	18	119
6-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	19	121
6-2	有害物質の大規模拡散・流出	19	123
6-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	20	127
6-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	20	129
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	21	131
7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	22	133
7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	23	139
7-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	24	143

○ 起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策（概要）

事前に備えるべき目標

- ① 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ

- 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物の耐震化や老朽化対策の推進、幹線道路や緊急輸送道路等の整備・機能強化を図るとともに、住民の避難場所の確保や災害時要援護者の支援体制構築、消防団の充実、自主防災組織の設立・活性化支援等、地域防災力の向上を図る。

対応方策一覧

【住宅・病院・学校等の耐震化】

- ・住宅の耐震化
- ・公営住宅の耐震化・老朽化対策
- ・病院施設の耐震化
- ・社会福祉施設等の耐震化
- ・公立学校施設等の耐震化・老朽化対策
- ・建築物等からの二次災害防止対策
- ・文化財の防災対策の推進
- ・ブロック塀等の安全対策
- ・学校施設等の非構造部材の耐震化

【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】

- ・公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策
- ・市町村庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策
- ・漁港施設の耐震・耐津波強化
- ・ため池施設の耐震化・老朽化対策

【市街地の防災対策】

- ・都市公園における防災対策
- ・幹線街路の整備

【道路施設の防災対策】

- ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
- ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
- ・市管理農道の機能保全・老朽化対策

【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】

- ・青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備

【空き家対策】

- ・空き家対策

【防火対策・消防力強化】

- ・防火対策
- ・消防力の強化
- ・消防団の充実

【避難場所の指定・確保】

- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- ・福祉避難所の指定・協定締結
- ・防災公共の推進
- ・福祉施設・学校施設等の安全対策

【避難行動支援】

- ・避難行動要支援者名簿の作成
- ・避難行動要支援者名簿の活用

【防災意識の啓発・地域防災力の向上】

- ・自主防災組織の設立・活性化支援
- ・防災意識の啓発
- ・防災訓練の推進
- ・地区防災計画策定の推進

事前に備えるべき目標 ① 人命の保護が最大限図られること
リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

事前に備えるべき目標

① 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

大規模津波等による多数の死傷者の発生を防ぐため、津波防災施設等の整備や老朽化対策を進めるとともに、東日本大震災の記録の伝承、防災意識の普及・啓発や、住民の避難場所の確保、防災マップ・津波避難計画の適宜見直し等警戒避難体制の整備を図る。

対応方策一覧

【津波防災施設の整備】

- ・津波防災施設の整備

【河川・海岸施設の耐震化・老朽化対策】

- ・河川関連施設の耐震化・老朽化対策

【警戒避難体制の整備】

- ・津波浸水想定の設定・津波災害警戒区域の指定
- ・地震・津波被害想定調査の実施
- ・津波ハザードマップの作成
- ・漁船避難ルールの策定

【避難場所の指定・確保】

- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- ・福祉避難所の指定・協定締結
- ・防災公共の推進
- ・福祉施設・学校施設等の安全対策
- ・都市公園における防災対策

【避難行動支援】

- ・避難行動要支援者名簿の作成
- ・避難行動要支援者名簿の活用

【消防力の強化】

- ・消防力の強化
- ・消防団の充実
- ・消防団員の安全確保

【防災意識の啓発・地域防災力の向上】

- ・自主防災組織の設立・活性化支援
- ・防災意識の啓発
- ・防災訓練の推進
- ・地区防災計画策定の推進

【津波防災地域づくりの推進】

- ・津波防災地域づくりの推進

<p>事前に備えるべき目標</p> <p>① 人命の保護が最大限図られること</p>	
<p>リスクシナリオ</p> <p>1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫</p>	
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>広域的かつ長期的な市街地等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川改修や河川関連施設の耐震化・老朽化対策を進めるとともに、住民の避難場所の確保、洪水ハザードマップの作成・周知、住民等への情報伝達手段の多様化等、警戒避難体制の整備を図る。</p>	
<p>対応方策一覧</p> <p>【河川改修等の治水対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・河川改修等の治水対策 <p>【河川・ダム施設等の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・河川関連施設の耐震化・老朽化対策・内水危険個所の被害防止対策・ため池の防災対策・農業水利施設の防災対策・老朽化対策・海岸保全施設の整備 <p>【警戒避難体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none">・洪水ハザードマップの作成・高潮浸水想定区域の指定・避難勧告等の発令基準の作成・住民等への情報伝達手段の多様化・県・市町村・防災関係機関における情報伝達 <p>【避難場所の指定・確保】</p> <ul style="list-style-type: none">・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・福祉避難所の指定・協定締結・防災公共の推進・福祉施設・学校施設等の安全対策・都市公園における防災対策 <p>【避難行動支援】</p> <ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者名簿の作成・避難行動要支援者名簿の活用	<p>【消防力の強化】</p> <ul style="list-style-type: none">・消防力の強化・消防団の充実 <p>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none">・防災意識の啓発・地区防災計画策定の推進

事前に備えるべき目標 ①	人命の保護が最大限図られること
リスクシナリオ 1-3	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫
リスクシナリオ 1-4	土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態

事前に備えるべき目標

① 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ

1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生及び地域の脆弱性が高まる事態を防ぐため、土砂災害対策施設の整備・老朽化対策を進めるとともに、火山噴火や土砂災害に係る防災意識の啓発や警戒避難体制の整備、情報通信利用環境の強化等を図る。

対応方策一覧

【警戒避難体制の整備（土砂災害）】

- ・土砂災害ハザードマップの作成・公表
- ・避難勧告等発令及び自主避難のための情報提供

【避難場所の指定・確保】

- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- ・福祉避難所の指定・協定締結
- ・防災公共の推進
- ・福祉施設・学校施設等の安全対策
- ・都市公園における防災対策

【避難行動支援】

- ・避難行動要支援者名簿の作成
- ・避難行動要支援者名簿の活用

【消防力の強化】

- ・消防力の強化
- ・消防団の充実

【防災意識の啓発・地域防災力の向上】

- ・土砂災害に対する防災意識の啓発
- ・自主防災組織の設立・活性化支援
- ・地区防災計画策定の推進

<p>事前に備えるべき目標</p> <p>① 人命の保護が最大限図られること</p>
<p>リスクシナリオ</p> <p>1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生</p>
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、道路交通の確保に向けた防雪施設の整備や除排雪体制の強化を推進するとともに、代替交通手段の確保や住民の防災意識の醸成等を図る。</p>
<p>対応方策一覧</p> <p>【防雪施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none">・防雪施設の整備 <p>【道路交通の確保】</p> <ul style="list-style-type: none">・除排雪体制の強化・立ち往生車両の未然防止
<p>リスクシナリオ</p> <p>1-6 情報伝達の不備、まひ、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p>
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報連絡体制及び住民等への情報伝達の強化や、住民の防災意識の啓発、防災教育の推進を図る。</p>
<p>対応方策一覧</p> <p>【行政情報連絡体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none">・県・市町村・防災関係機関における情報伝達 <p>【住民等への情報伝達の強化】</p> <ul style="list-style-type: none">・住民等への情報伝達手段の多様化・情報通信利用環境の強化・障害者等に対するICT利活用支援・障害者等に対する避難情報伝達・外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化 <p>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none">・防災意識の啓発・防災情報の入手に関する普及啓発 <p>【防災教育の推進・学校防災体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none">・防災教育の推進・学校防災体制の確立

事前に備えるべき目標 ①	人命の保護が最大限図られること
リスクシナリオ 1-5	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
リスクシナリオ 1-6	情報伝達の不備、まひ、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
事前に備えるべき目標 ②	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
リスクシナリオ 2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

事前に備えるべき目標

② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、非常物資や支援物資等の供給体制及び災害応援の受入体制の確保、防災拠点の整備、水道施設・物流関連施設の防災対策の推進等を図る。

対応方策一覧

【支援物資等の供給体制の確保】

- ・非常物資の備蓄
- ・石油燃料供給の確保
- ・災害応援の受入体制の構築
- ・救援物資等の受援体制の構築
- ・要配慮者（難病疾患等）への医療的支援
- ・災害用医薬品等の確保
- ・避難所における水等の確保

【空港の防災対策】

- ・空港の業務継続体制の維持・確保等

【食料生産体制の強化】

- ・食料生産体制の強化
- ・農業・水産施設の老朽化対策

【水道施設の防災対策】

- ・水道施設の耐震化・老朽化対策
- ・応急給水資機材の整備
- ・水道施設の応急対策

【道路施設の防災対策】

- ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
- ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
- ・市管理農道の機能保全・老朽化対策
- ・道路における障害物の除去

【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】

- ・青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備

【港湾・漁港の防災対策】

- ・漁港施設の耐震・耐津波強化

事前に備えるべき目標 <p>② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること</p>
リスクシナリオ <p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p>
リスクシナリオを回避するための対応方策の概要 <p>多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある集落への支援体制の構築や、情報通信利用環境の強化、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策を図る。</p>
対応方策一覧 <p>【集落の孤立防止対策】 ・集落の孤立防止対策 【孤立集落発生時の支援体制の構築】 ・孤立集落発生時の支援体制の確保 【代替交通・輸送手段の確保】 ・代替交通手段の確保 【情報通信の確保】 ・情報通信利用環境の強化</p> <p>【道路施設の防災対策】 ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策 ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策 ・市管理農道の機能保全・老朽化対策 ・復旧作業等に係る技術者等の確保 ・道路における障害物の除去</p>

事前に備えるべき目標 ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

事前に備えるべき目標

② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

自衛隊、警察、海保等が有する救助・救急活動等の能力を十分に発揮できない事態や、被災等により活動できない事態を防ぐため、防災関連施設の耐震化・老朽化対策の推進、防災関係機関や地域住民の参加を含めた総合防災訓練の実施、救助・救出体制の強化や災害応援の受入体制を構築するほか、地域防災力向上のため、自主防災組織の設立・活性化支援や地域防災リーダーの育成を図る。

対応方策一覧

【防災関連施設の耐震化・老朽対策】

- ・市町村庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策

【災害対策本部等機能の強化】

- ・災害対策本部機能の強化

【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】

- ・災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化
- ・医療従事者確保に係る連携体制
- ・総合防災訓練の実施
- ・図上訓練の実施

【救急・救助活動の体制強化】

- ・消防力の強化
- ・消防団の充実
- ・災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成
- ・救急・救助活動等の体制強化

【支援物資等の供給体制の確保】

- ・災害応援の受入体制の構築
- ・救援物資等の受援体制の構築

【防災意識の啓発・地域防災力の向上】

- ・防災意識の啓発
- ・防災訓練の推進
- ・自主防災組織の設立・活性化支援
- ・地域防災リーダーの育成
- ・地区防災計画策定の推進

<p>事前に備えるべき目標</p> <p>② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること</p>
<p>リスクシナリオ</p> <p>2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p>
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、緊急車両・病院等に対する燃料供給の確保、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策を図る。</p>
<p>対応方策一覧</p> <p>【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】 【道路施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・石油燃料供給の確保・緊急車両等への燃料供給の確保・医療施設の燃料等確保・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策・市管理農道の機能保全・老朽化対策・道路における障害物の除去
<p>リスクシナリオ</p> <p>2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（市外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足</p> <p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>祭り期間中の災害発生等により、多数の観光客等が避難できない事態や、避難生活が長期にわたること等により水・食料等の供給が不足する事態を防ぐため、避難場所や支援物資等の供給体制の確保を図るとともに、外国人観光客等に対する情報提供体制の強化等を図る。</p>
<p>対応方策一覧</p> <p>【帰宅困難者の避難体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none">・観光客の避難体制の強化・観光客等に対する避難所等の確保 <p>【情報伝達の強化】</p> <ul style="list-style-type: none">・外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化・交通規制等の交通情報提供 <p>【支援物資等の供給体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none">・非常物資の備蓄・応急給水資機材の整備・災害応援の受入体制の構築・救援物資等の受援体制の構築 <p>【帰宅困難者の輸送手段の確保】</p> <ul style="list-style-type: none">・バスによる帰宅困難者の輸送

事前に備えるべき目標 ②	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
リスクシナリオ 2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
リスクシナリオ 2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（市外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足
リスクシナリオ 2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能のまひ

事前に備えるべき目標 ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能のまひ
リスクシナリオを回避するための対応方策の概要
医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能のまひを防ぐため、病院施設や社会福祉施設等の耐震化を推進するとともに、災害発生時における医療提供体制の構築や要配慮者への支援体制の強化を図る。
<p>対応方策一覧</p> <p>【病院・福祉施設等の耐震化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院施設の耐震化 ・社会福祉施設等の耐震化 <p>【災害発生時における医療提供体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時医療の連携体制 ・災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成 ・医療従事者確保に係る連携体制 ・お薬手帳の利用啓発 ・保健医療の連携体制 ・応急手当等の普及啓発 ・医療機関における水源の確保 ・広域搬送の体制の確保 <p>【避難者の健康対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所外避難者の対策 ・長期間にわたる避難生活対策 <p>【要配慮者への支援等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等への支援 ・男女のニーズの違いに配慮した支援 ・心のケア体制の確保 ・児童生徒の心のサポート ・外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化 <p>【道路施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策 ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策 ・市管理農道の機能保全・老朽化対策 ・道路における障害物の除去

<p>事前に備えるべき目標</p> <p>② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること</p>
<p>リスクシナリオ</p> <p>2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p>
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>被災地における疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、避難所における良好な生活環境の確保や平時からの予防接種促進及び感染症対策への啓発、下水道施設等の耐震化・老朽化対策等を図る。</p>
<p>対応方策一覧</p> <p>【感染症対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・避難所における衛生環境の維持・感染症への意識向上及び対応策の整備・予防接種の促進 <p>【下水道施設の機能確保】</p> <ul style="list-style-type: none">・下水道施設の耐震化・老朽化対策・農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策・下水道事業の業務継続計画の策定

事前に備えるべき目標 ②	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
リスクシナリオ 2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
事前に備えるべき目標 ③	必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること
リスクシナリオ 3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標

- ③ 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ

- 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、行政庁舎や公共建築物・インフラ施設等の耐震化・老朽化対策、行政情報通信基盤の耐災害性の強化、行政機関の業務継続計画の策定・見直しを行うとともに、市内・市外との広域連携体制の構築等を図る。

対応方策一覧

【災害対応庁舎等における機能の確保】

- ・公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策
- ・市町村庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策
- ・行政施設の非常用電源の整備

【災害対策本部等機能の強化】

- ・災害対策本部機能の強化

【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】

- ・県・市町村・防災関係機関における情報伝達
- ・行政情報通信基盤の耐災害性の強化
- ・行政情報の災害対策

【受援・連携体制の構築】

- ・県内市町村の広域連携体制の構築
- ・災害応援の受入体制の構築

【防災訓練の推進】

- ・総合防災訓練の実施
- ・図上訓練の実施

【行政機関の業務継続計画の策定】

- ・業務継続計画の策定

事前に備えるべき目標 <p>③ 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること</p>
リスクシナリオ <p>3-2 電力供給停止等による情報通信のまひ・長期停止</p>
リスクシナリオを回避するための対応方策の概要 <p>信号機の全面停止等による重大交通事故の多発を防ぐため、信号機の電源対策や交通整理人員の確保等を図る。</p>
対応方策一覧 <p>【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】</p> <ul style="list-style-type: none">・電気通信事業者・放送事業者の災害対策・県・市町村・防災関係機関における情報伝達・総合防災訓練の実施 <p>【電力の供給停止対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・エネルギー供給事業者の災害対策・行政施設の非常用電源の整備

- 事前に備えるべき目標③ 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること
リスクシナリオ 3-2 電力供給停止等による情報通信のまひ・長期停止
- 事前に備えるべき目標④ 経済活動を機能不全に陥らせないこと
リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

事前に備えるべき目標

- ④ 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ

- 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の維持・確保等を図る。

対応方策一覧

【企業における業務継続体制の強化】

- ・企業の業務継続計画作成の促進

【農林水産物の移出・流通対策】

- ・農林水産物の移出・流通対策

【物流機能の維持・確保】

- ・災害発生時の物流機能の確保
- ・輸送ルートの代替性の確保

【被災企業の金融支援】

- ・被災企業への金融支援等

【人材育成を通じた産業の体質強化】

- ・人材育成を通じた産業の体質強化

【道路施設の防災対策】

- ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
- ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
- ・市管理農道の機能保全・老朽化対策
- ・道路における障害物の除去

【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】

- ・青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備

【港湾・漁港の防災対策】

- ・漁港施設の耐震・耐津波強化

【空港の防災対策】

- ・空港の業務継続体制の維持・確保等

<p>事前に備えるべき目標</p> <p>④ 経済活動を機能不全に陥らせないこと</p>			
<p>リスクシナリオ</p> <p>4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p>			
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策の強化や石油燃料供給を確保するとともに、企業における業務継続体制の強化等を図る。</p>			
<p>対応方策一覧</p> <table><tr><td style="vertical-align: top;"><p>【エネルギー供給体制の強化】</p><ul style="list-style-type: none">・エネルギー供給事業者の災害対策・石油元売会社からの供給確保・石油燃料供給の確保<p>【企業における業務継続体制の強化】</p><ul style="list-style-type: none">・企業の業務継続計画作成の促進</td><td style="vertical-align: top;"><p>【道路施設の防災対策】</p><ul style="list-style-type: none">・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策・市管理農道の機能保全・老朽化対策・道路における障害物の除去</td></tr></table>		<p>【エネルギー供給体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none">・エネルギー供給事業者の災害対策・石油元売会社からの供給確保・石油燃料供給の確保 <p>【企業における業務継続体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none">・企業の業務継続計画作成の促進	<p>【道路施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策・市管理農道の機能保全・老朽化対策・道路における障害物の除去
<p>【エネルギー供給体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none">・エネルギー供給事業者の災害対策・石油元売会社からの供給確保・石油燃料供給の確保 <p>【企業における業務継続体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none">・企業の業務継続計画作成の促進	<p>【道路施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策・市管理農道の機能保全・老朽化対策・道路における障害物の除去		
<p>リスクシナリオ</p> <p>4-3 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止</p>			
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策や港湾・漁港施設の防災対策の強化を図る。</p>			
<p>対応方策一覧</p> <table><tr><td style="vertical-align: top;"><p>【道路施設の防災対策】</p><ul style="list-style-type: none">・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策・市管理農道の機能保全・老朽化対策・幹線街路の整備・道路における障害物の除去<p>【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】</p><ul style="list-style-type: none">・青い森鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備</td><td style="vertical-align: top;"><p>【港湾・漁港の防災対策】</p><ul style="list-style-type: none">・漁港施設の耐震・耐津波強化<p>【空港の防災対策】</p><ul style="list-style-type: none">・空港の業務継続体制の維持・確保等・空港施設の機能維持・老朽化対策</td></tr></table>		<p>【道路施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策・市管理農道の機能保全・老朽化対策・幹線街路の整備・道路における障害物の除去 <p>【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none">・青い森鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備	<p>【港湾・漁港の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・漁港施設の耐震・耐津波強化 <p>【空港の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・空港の業務継続体制の維持・確保等・空港施設の機能維持・老朽化対策
<p>【道路施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策・市管理農道の機能保全・老朽化対策・幹線街路の整備・道路における障害物の除去 <p>【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none">・青い森鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備	<p>【港湾・漁港の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・漁港施設の耐震・耐津波強化 <p>【空港の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・空港の業務継続体制の維持・確保等・空港施設の機能維持・老朽化対策		

事前に備えるべき目標 ④ 経済活動を機能不全に陥らせないこと
リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
リスクシナリオ 4-3 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止
リスクシナリオ 4-4 食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標

④ 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ

4-4 食料等の安定供給の停滞

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

食料等の安定供給の停滞を防ぐため、自給食料の確保に向けて、平時から食料品の生産・供給体制の強化等を図る。

対応方策一覧

【被災農林漁業者の金融支援】

- ・被災農林漁業者への金融支援

【食料流通機能の維持・確保】

- ・食料市場の早期復旧体制の構築
- ・災害発生時における適正価格の維持

【県産食料品の生産・供給体制の強化】

- ・食料生産体制の強化
- ・多様なニーズに対応した農産物づくり
- ・県産食料品の供給を支える人づくり
- ・食料品製造業者の供給体制強化
- ・農業・水産施設の長寿命化

<p>事前に備えるべき目標</p> <p>⑤ 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること</p>
<p>リスクシナリオ</p> <p>5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止</p>
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。</p>
<p>対応方策一覧</p> <p>【エネルギー供給体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none">・エネルギー供給事業者の災害対策・企業の業務継続計画作成の促進・石油燃料供給の確保 <p>【再生可能エネルギーの導入促進】</p> <ul style="list-style-type: none">・再生可能エネルギーの導入 <p>【道路施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策・市管理農道の機能保全・老朽化対策・道路における障害物の除去
<p>リスクシナリオ</p> <p>5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止</p> <p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>上水道等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や、業務継続計画の策定など早期復旧のための体制の整備を図る。</p>
<p>対応方策一覧</p> <p>【水道施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none">・水道施設の耐震化・老朽化対策・水道施設の応急対策・水道事業者の業務継続計画の策定

事前に備えるべき目標 ⑤	必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
リスクシナリオ 5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
リスクシナリオ 5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
リスクシナリオ 5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
リスクシナリオ 5-4	地域交通ネットワークが分断する事態

事前に備えるべき目標

⑤ 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ

5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設等の耐震化・老朽化対策や早期復旧のための体制を整備するとともに、避難所等におけるトイレ機能の確保等を図る。

対応方策一覧

【下水道施設の機能確保】

- ・下水道施設の耐震化・老朽化対策
- ・農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策
- ・下水道事業の業務継続計画の策定
- ・農業集落排水施設等の耐災害性の確保
- ・避難所等におけるトイレ機能の確保

【合併処理浄化槽への転換の促進】

- ・合併処理浄化槽への転換の促進

リスクシナリオ

5-4 地域交通ネットワークが分断する事態

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策を推進するとともに、バス路線の維持を図る。

対応方策一覧

【道路施設の防災対策】

- ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
- ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
- ・市管理農道の機能保全・老朽化対策
- ・道路における障害物の除去

【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】

- ・青い森鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備
- 【路線バスの運行体制・離島航路の運航体制の維持】
- ・路線バスの運行体制の維持

事前に備えるべき目標

⑥ 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ

6-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、ため池・調整池施設や砂防関係施設の老朽化対策等の推進を図る。

対応方策一覧

【ため池等の防災対策】

- ・ため池の防災対策
- ・ため池ハザードマップの作成

リスクシナリオ

6-2 有害物質の大規模拡散・流出

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

有害物質の大規模流出・拡散による二次災害の発生を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対する監視・指導等を通じた流出・拡散防止対策の推進や、有害物質流出時の連携・処理体制の整備を図る。

対応方策一覧

【有害物質の流出・拡散防止対策】

- ・有害物質の流出・拡散防止対策
- ・公共用水域等への有害物質の流出・拡散防止対策
- ・毒性ガスの大規模漏えいに係る保安対策
- ・有害な産業廃棄物の流出等防止対策
- ・大気中への有害物質の飛散防止対策

【有害物質流出時の処理体制の構築】

- ・有害物質流出時の処理体制の構築
- ・有害物質の大規模流出・拡散対応

事前に備えるべき目標 ⑥	重大な二次災害を発生させないこと
リスクシナリオ 6-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
リスクシナリオ 6-2	有害物質の大規模拡散・流出
リスクシナリオ 6-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
リスクシナリオ 6-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

事前に備えるべき目標

⑥ 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ

6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、荒廃農地の発生防止・利用促進や森林資源の適切な保全管理等を推進する。

対応方策一覧

【荒廃農地の発生防止・利用促進】

- ・農地利用の最適化支援
- ・農地の生産基盤の整備推進

【森林資源の適切な保全管理】

- ・森林の計画的な保全管理
- ・森林整備事業等の森林所有者への普及啓発

【農林水産業の生産基盤の防災対策】

- ・農業・水産施設の長寿命化

リスクシナリオ

6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

風評被害等による地域経済等への甚大な影響の発生を防ぐため、正確な情報を発信する体制を整備するとともに、関係事業者と連携・協力した安全・安心な生産・流通システムの構築を図る。

対応方策一覧

【風評被害の発生防止】

- ・正確な情報発信による風評被害の防止
- ・物流関係者との信頼関係の構築

【風評被害の軽減対策】

- ・風評被害の軽減対策

事前に備えるべき目標

- ⑦ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ

- 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理計画の策定を進めるとともに、災害廃棄物等の処理に関する連携体制の強化等を図る。

対応方策一覧

【災害廃棄物の処理体制の構築】

- ・災害廃棄物処理計画の策定
- ・災害廃棄物等の処理に関する連携の強化
- ・農林水産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化
- ・大気中への有害物質の飛散防止対策

事前に備えるべき目標 ⑦ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること
リスクシナリオ 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

事前に備えるべき目標 ⑦ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	
リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
リスクシナリオを回避するための対応方策の概要	
道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害ボランティアや災害応援の受入体制の構築等を図る。	
対応方策一覧	
【防災ボランティア受入体制の構築】 <ul style="list-style-type: none">・防災ボランティア受入体制の構築・防災ボランティアの育成 【技術職員等の確保】 <ul style="list-style-type: none">・復旧作業等に係る技術者等の確保・災害応援の受入体制の構築 【建設業の担い手の育成・確保】 <ul style="list-style-type: none">・建設業の担い手の育成・確保 【農林水産業の担い手の育成・確保】 <ul style="list-style-type: none">・農林水産業の担い手育成・確保・農業の担い手育成・確保・林業の担い手育成・確保・水産業の担い手育成・確保	【人材育成を通じた産業の体質強化】 <ul style="list-style-type: none">・産業を支える人材の育成 【防災人材育成】 <ul style="list-style-type: none">・災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成・自主防災組織の設立・活性化支援・消防力の強化・消防団の充実・被害認定調査等の体制確保

事前に備えるべき目標

- ⑦ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ

- 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅を迅速に供給する体制を確保するとともに、地域コミュニティの強化や農山漁村の活性化等を図る。

対応方策一覧

【応急仮設住宅の確保等】

- ・応急仮設住宅の迅速な供給

【地域コミュニティ力の強化】

- ・地域防災力の向上・コミュニティ再生
- ・地域コミュニティ力の強化
- ・農山漁村の活性化
- ・地域コミュニティを牽引する人材の育成
- ・地域を支えるリーダーの育成
- ・消防団の充実

事前に備えるべき目標 ⑦ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること
リスクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
リスクシナリオ 7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

事前に備えるべき目標

- ⑦ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ

- 7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策を推進するとともに、代替交通・輸送手段の確保を図る。

対応方策一覧

【鉄道の運行確保】

- ・鉄道事業者との連携による早期復旧
- ・青い森鉄道の災害対策

【道路施設の防災対策】

- ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
- ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
- ・市管理農道の機能保全・老朽化対策

【代替交通・輸送手段の確保】

- ・代替交通手段の確保
- ・輸送ルートの代替性の確保
- ・道路における障害物の除去

事前に備えるべき目標 ① 人命の保護が最大限図られること		
リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組・施策		脆弱性評価
【住宅・病院・学校等の耐震化】		
1	<住宅の耐震化> 住宅の地震に対する安全性の向上及び倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、昭和56年5月以前に建築された住宅の耐震化の促進に取り組んでいる。	木造住宅耐震診断及び耐震改修事業を実施しているが、診断数は事業開始から11件、耐震改修に至ってはいまだ申し込みがなされていない。
2	<公営住宅の耐震化・老朽化対策> 公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、公営住宅の耐震化や老朽化対策に取り組んでいる。	昭和56年以前建築された公営住宅は耐震性能を有していることが確認されている。また、老朽した公営住宅は長寿命化計画に基づき順次建替え・改修を行っている。
3	<病院施設の耐震化> 災害発生時の医療機能確保のため、災害拠点病院等の病院施設の耐震化を推進している。	耐震基準を満たしていない病院があることから、災害発生時に機能不全に陥らないよう、施設の耐震化を進める必要がある。
4	<社会福祉施設等の耐震化> 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、引き続き耐震化を推進する必要がある。
5	<公立学校施設等の耐震化・老朽化対策> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難場所としての役割を果たす公立学校施設、公立社会体育施設及び公立社会教育施設等の安全確保の充実を図るために、施設の耐震化・老朽化対策を推進している。	耐震基準を満たしていない施設があることに加え、経年劣化により外壁等の損耗がある施設も見られることから、天井等落下防止対策も含めた耐震化や老朽化対策が必要である。
6	<建築物等からの二次災害防止対策> 余震等による建築物の倒壊等の二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の養成に取り組んでいる。	平成31年3月末現在、被災建築物応急危険度判定士は7名（市役所OB含む）登録されているが、登録数が非常に少ない。また、異動によって資格の更新がされない実情がある。
7	<文化財の防災対策の推進> 地震発生時の倒壊等により人的被害が発生する恐れがある文化財の展示施設や保存施設等を災害から守り、利用者の安全を確保するため、施設の耐震対策や防災設備の整備充実に取り組む。	保存施設の中には耐震基準を満たしていないものや経年劣化による外壁等の損耗や雨漏りするものもみられるところから、新規の保存施設建設も含めたゼロベースでの検討が必要である。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】			
地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物の耐震化や老朽化対策の推進、幹線道路や緊急輸送道路等の整備・機能強化を図るとともに、住民の避難場所の確保や災害時要援護者の支援体制構築、消防団の充実、自主防災組織の設立・活性化支援等、地域防災力の向上を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	住宅の耐震化を一層促進するため、引き続き、国の防災・安全交付金等を活用し、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を実施する。	建築住宅課	
○	公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的かつ効率的に公営住宅の老朽化対策を推進する。	建築住宅課	
	引き続き市町村と連携し、国の医療提供体制施設整備交付金等の活用を図りながら、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。	管理課	
○	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き国の補助金等を活用し、耐震改修や改築の実施を促進する。	障害福祉課 介護福祉課 子育て支援課	
	利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、引き続き、市町村と連携しながら、国の交付金等を活用した耐震補強及び老朽改修などを実施する。	教育総務課	
	円滑に判定活動を実施するため、危険アリアを特定する等、応急危険度判定計画を策定すると共に、今後一層の判定士の育成を図る必要がある。	建築住宅課	
	文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存管理状況の把握に努め、文化財所有者等が実施する耐震対策や防災設備の整備を支援するとともに、消防にも協力を仰ぎ防災訓練を実施する。 また、文化財そのものの防災対策として、展示や保存環境の改善を図る。	生涯学習課	

リスクシナリオ			
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
現在の取組・施策		脆弱性評価	
8 <ブロック塀等の安全対策> 市が管理する施設、学校施設、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検等を実施している。その結果、安全性に問題のある施設について、学校施設ではブロック塀等の撤去や改修を進めているほか、社会福祉施設等に対しては安全対策を働きかけている。 また、通学路や避難路等に所在するブロック塀等の所有者等に向けて、安全確認等について注意喚起するとともに、市町村等に相談窓口を設置し、住民等からの相談に対応している。		公立施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設等について、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。	
9 <学校施設等の非構造部材の耐震化> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所としての役割を果たす学校施設等の安全性の向上を図るため、施設の非構造部材の耐震化を推進している。		学校職員が実施してきた従来の点検に加え、文部科学省通知等に基づき、一級建築士又は二級建築士といった有資格者による専門的・技術的な点検を実施する必要がある。	
【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】			
10 <公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 市有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設等に関する基本方針（三沢市公共施設等総合管理計画）に基づき、施設の更新・統廃合や耐震化・長寿命化などの取組を進めている。		公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・統廃合や耐震化・長寿命化などを計画的に行う必要がある。	
11 <市町村庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎について、地震に対する対策を行っている		有事の際に防災拠点となる公共施設等の耐震化について、地域防災計画で想定している地震に耐えることが出来るよう、進める必要がある。	
12 <漁港施設の耐震・耐津波強化> 当市の基幹産業である水産業は、重要な役割を担っていることから、岸壁等の機能保全対策を行っている。		漁港施設の老朽化が進んでいることから、県と協議を重ねながら、対策を行う必要がある。	
13 <ため池施設の耐震化・老朽化対策> ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性能等に関する調査を実施の上、ハード・ソフト両面からの対策を実施している。		ため池の一斉点検の結果、より詳細な点検を必要とするため池が12箇所あることから、優先順位を定め計画的に詳細調査に取り組む必要がある。	
【市街地の防災対策】			
14 <都市公園における防災対策> 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備事業を円滑に進めている。		都市公園は、災害発時の指定緊急避難場所としての防災機能を備えた公共施設であり、不特定多数の者が利用する施設であることを踏まえた災害への備えが必要となる。	
15 <幹線街路の整備> 市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、幹線街路の整備を推進している。		市街地での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、引き続き、幹線街路の整備を推進する必要がある。	

事前に備えるべき目標 ① 人命の保護が最大限図られること
 リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	ブロック塀等の安全点検等において問題が認められた学校施設に対して安全対策工事等を実施するほか、社会福祉施設等のブロック塀等で問題の認められる施設に対し安全対策を促すなどブロック塀等の安全対策を進める。	教育総務課 子育て支援課	
	利用者の安全確保及び避難所としての防災機能の強化を図るため公立学校においては有資格者による点検を実施する。 また、点検の結果、非構造部材の耐震化が図られていない場合は、公立学校については耐震対策工事等を実施し、耐震化を進めていく。	教育総務課	
	個別施設計画等の策定を進めるとともに、施設の維持管理の適正化等に留意し、計画的に施設の更新、統廃合や耐震化・長寿命化等の取組を推進する。	財政課 各施設管理課	
	庁舎等の耐震化・長寿命化を進めるとともに、国の財政支援制度等の活用も図りながら、消防庁舎等の耐震化等を進める。	防災管理課	
○	施設の長寿命化を図るため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施する。	青森県	
	ため池中期プランを策定の上、国の交付金等を活用し、ため池の耐震化を促進する。	青森県 農政課	
○	老朽化した公園施設については、長寿命化計画を策定するとともに、同計画に基づき、施設の更新や適正な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全及び災害時における市民の安全確保を推進していく。	都市整備課	
	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止を図るため、国の交付金等を活用し、幹線街路の整備を実施する。	都市整備課 土木課	

リスクシナリオ		
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
	現在の取組・施策	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
16	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
17	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
18	<市管理農道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】		
19	<青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備> 県が所有する青い森鉄道線の鉄道施設について、鉄道輸送の安全を確保するため、安全管理規程により、事業の運営の方針や管理の体制、方法などを定めている。	災害発時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化など耐災害性をより一層確保する必要がある。
【空き家対策】		
20	<空き家対策> 雪害による空き家の倒壊等を防止するため、空き家の解体や適正管理、利活用等を推進している。	大規模災害発時における空き家の倒壊による避難路の閉塞や火災発生などの防止が課題であることから、倒壊の恐れ等がある危険な空き家(特定空家)の解体を促すとともに、活用が可能な空き家の適正管理や利活用等を推進する必要がある。
【防火対策・消防力強化】		
21	<防火対策> 防火意識を啓発するため、毎年春と秋に各消防本部において火災予防運動を実施しているほか、住宅火災による被害軽減のため、各地区的幼少年女性防火委員会等において住宅用火災警報器の普及活動を実施している。 また、火災や危険物事故の未然防止を図るため、消防設備士、危険物取扱者に対し技術向上等に係る講習等を実施している。	火災件数及び火災による死者数を減少させるため、引き続き、防火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。 また、消防設備士、危険物取扱者が社会情勢の変化等に的確に対応できるよう、新しい知識・技能を習得し資質向上を図っていく必要がある。
22	<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	大規模災害発時等、円滑な活動ができるよう他消防本部及び他機関との連携を図る必要がある。

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	青森県 土木課	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
	市管理の農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	青森県 農政課	
	平時における大量の貨物輸送に対応した鉄道施設の耐震化等について、輸送事業者の適切な負担の下に、計画的に対策を実施する。	青森県 政策調整課 都市整備課 民間事業者	
	倒壊の恐れ等がある危険な空き家の解体の促進や、活用が可能な空き家の適正管理や利活用等を推進するため、空き家の実態調査、空き家の適正管理や利活用を促進する。	生活安全課	
	防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、引き続き各消防本部において火災予防運動を実施するほか、各地区的幼少年女性防火委員会等において、住宅用火災警報器の普及活動を実施する。 また、消防設備士、危険物取扱者が常に新しい知識・技能を習得し、資質が図られるよう、引き続き講習等を実施する。	予防課	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。	総務課（消防） 警防課	

リスクシナリオ		
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
	現在の取組・施策	脆弱性評価
23	<p>＜消防団の充実＞</p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、団員確保のため、成人式や各種イベントにおいて消防団活動への理解と入団促進を図るための広報活動を実施している。</p>	<p>近年、消防団員は年々減少しており、令和2年9月1日現在で291人となっていることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p>
【避難場所の指定・確保】		
24	<p>＜指定緊急避難場所及び指定避難所の指定＞</p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図る。</p>	<p>市内の指定緊急避難場所や指定避難所について、住民に理解を得られるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。</p>
25	<p>＜福祉避難所の指定・協定締結＞</p> <p>一般的の避難所では避難生活に支障が生じる方に適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保する。</p>	<p>福祉避難所についての住民の理解や、運営側の準備が不十分であると思われることから、引き続き確保されていない地域があることから、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。</p>
26	<p>＜防災公共の推進＞</p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、「防災公共」を推進している。</p> <p>地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するか検証する。</p>	<p>災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できない恐れがあることから、危険箇所等の防災対策を進めるとともに、危険箇所等の情報を県と共有する必要がある。</p> <p>また、災害時発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する必要がある。</p>
27	<p>＜福祉施設・学校施設等の安全対策＞</p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	<p>災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促していく必要がある。</p>
【避難行動支援】		
28	<p>＜避難行動要支援者名簿の作成＞</p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、災害時要援護者名簿を作成している。</p>	<p>名簿への登録情報について、情報が更新されていない場合があることから、最新かどうかを確認する必要がある。</p>
29	<p>＜避難行動要支援者名簿の活用＞</p> <p>災害発時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者毎の具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定を行っている。</p>	<p>個別計画の策定内容の更新がされていないため、確認する必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 ① 人命の保護が最大限図られること
 リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	警防課	
	市内の指定緊急避難場所や指定避難所以外の施設等について、指定の必要性などを考察する。	防災管理課	研修会等開催回数 2回【H27年度】→1回【R1年度】
	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所や住民の取組を支援する。	介護福祉課	
○	今後、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、その結果、地域の方々からの意見を踏まえ、避難経路・避難場所や危険箇所等の対策について、対策を講ずる。 さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	防災管理課	
	避難計画の作成を着実に進めるため、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	介護福祉課 教育総務課 子育て支援課 障害福祉課	
	最新の対象者と情報を把握するために、名簿の登録状況を定期的に更新する。	介護福祉課 障害福祉課	
	最新の情報を把握するために、個別計画を定期的に更新する。	介護福祉課 障害福祉課	

リスクシナリオ		
現在の取組・施策		脆弱性評価
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
30	<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。	災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織を設立させる必要がある。
31	<防災意識の啓発> 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧告等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。	早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。
32	<防災訓練の推進> 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう防災訓練を行っている。 また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るために、住民参加による防災訓練を開発している。	防災訓練は、定期的に実施し、さらに地域単位での防災訓練を行う必要がある。
33	<地区防災計画策定の推進> コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行っている。	大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

事前に備えるべき目標 ① 人命の保護が最大限図られること
 リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	自主防災組織の設立促進と、活動の活発化に向けて、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。	防災管理課	自主防災組織の組織率 65.8%【R 1年度】→70%【R 5年度】
	各種講演会や出前講座等の場などを活用し、市民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	防災管理課	出前講座等開催回数 5回【H 27年度】→9回【R 1年度】
	市町村においても、地域特性に応じた防災訓練を実施できるよう、市町村を支援し実効性の高い総合防災訓練を実施していく。 また、地域単位での防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	防災管理課	防災訓練等実施回数 2回【H 27年度】→3回【R 1年度】
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の規定についても進めていく。	防災管理課	

事前に備えるべき目標 ① 人命の保護が最大限図られること		
リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生		
現在の取組・施策		脆弱性評価
【津波防災施設の整備】		
34	<津波防災施設の整備> 高潮や波浪、津波等から地域住民の生命財産を守るために、堤防・防潮堤や海岸防災林整備している。 高潮、波浪又は津波等による被害から海岸を防護するため、防波堤や岸壁などの海岸保全施設の老朽化対策を進めている。	防潮堤等の整備が一部にとどまるほか、整備後かなり経過し、機能が低下しているものもあることから、引き続き堤防や防潮堤等の津波防災施設の整備及び改修を進める必要がある。 防波堤や護岸などの海岸保全施設の長寿命化計画を策定の上、計画的に老朽化対策を実施していく必要がある。
【河川・海岸施設の耐震化・老朽化対策】		
35	<河川関連施設の耐震化・老朽化対策> 地震等による堤防の損傷等を防止し、津波等に対する堤防高を確保するため、老朽化対策や耐震対策を推進している。	河川関連施設の状況を適切に把握するとともに、計画的に耐震化・老朽化対策を実施していく必要がある。
【警戒避難体制の整備】		
36	<津波浸水想定の設定・津波災害警戒区域の指定> 国、県及び市町村連携の下、津波防災対策を効率的かつ効果的に推進するため、基礎となる、津波浸水想定を設定するとともに、津波災害警戒区域の指定を進めている。	最大クラスの津波が発生した場合においても、人命を守ることを最優先とした津波防災の推進が求められていることから、その基礎となる、最大クラスの津波の浸水区域及び水深を設定し公表する必要がある。 津波災害警戒区域については、現時点で指定区域がないところであるが、津波浸水想定の見直し等を適切に反映していく必要がある。
37	<地震・津波被害想定調査の実施> 地震発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害を軽減するため、津波浸水想定に基づく地震・津波被害想定調査を実施している。	地震・津波被害想定調査は、太平洋側海溝型地震、日本海側海溝地震、内陸直下型地震の3つの想定を行っており、国等の新たな科学的知見に基づき必要に応じて見直しの必要がある。
38	<津波ハザードマップの作成> 津波発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害を軽減するため、津波浸水想定に基づく地震・津波被害想定調査を実施するとともに、市町村における津波ハザードマップの作成を促進している。	ハザードマップの周知・活用を図っていく必要がある。
39	<漁船避難ルールの策定> 津波被害から漁業者や漁船を守るため、漁業者による自主的な漁船による沖出する場合の可否等の漁船避難ルールづくりが策定された。	漁船が沖出避難する場合の可否等の地域におけるルールに基づいた取組を促進していく必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】			
大規模津波等による多数の死傷者の発生を防ぐため、津波防災施設等の整備や老朽化対策を進めるとともに、東日本大震災の記録の伝承、防災意識の普及・啓発や、住民の避難場所の確保、防災マップ・津波避難計画の適宜見直し等警戒避難体制の整備を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	現在の施設の状況を踏まえ、国の交付金等を活用し、防潮堤や海岸防災林等の整備を実施する。 海岸保全施設の長寿命化計画を策定の上、国の交付金等を活用し、計画的に老朽化対策を実施する。	青森県	
	河川関連施設について、国の交付金等を活用し、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施していく。	青森県	
	津波に関して新たな知見が得られた場合は、津波シミュレーション等により再度検討し、必要に応じて津波浸水想定を見直す。 津波災害警戒区域の指定のため、必要な調査を実施し、関係市町村と協議の上、指定を進める。	防災管理課	
	新たな科学的知見に基づき地震・津波想定を見直す。また、被害想定調査で得られた震度分布、液状化危険度、人的被害、減災効果等の周知を通じて防災意識の向上を図る。	防災管理課	
	作成された津波ハザードマップや地震・津波被害想定調査結果の周知・活用を促進する。	防災管理課	
	津波発生時の漁船避難ルールが確実に運用されるよう、引き続き、漁協と協力し漁業者に対して指導・助言等を実施する。	水産振興課 漁協	

リスクシナリオ			
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生			
現在の取組・施策		脆弱性評価	
【避難場所の指定・確保】			
40	<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図る。	再掲	市内の指定緊急避難場所や指定避難所について、住民に理解を得られるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。
41	<福祉避難所の指定・協定締結> 一般的な避難所では避難生活に支障が生じる方に適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保する。	再掲	福祉避難所についての住民の理解や、運営側の準備が不十分であると思われることから、引き続き確保されていない地域があることから、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。
42	<防災公共の推進> 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、「防災公共」を推進している。 地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するか検証する。	再掲	災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できない恐れがあることから、危険箇所等の防災対策を進めるとともに、危険箇所等の情報を県と共有する必要がある。 また、災害時発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する必要がある。
43	<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	再掲	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
44	<都市公園における防災対策> 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備事業を円滑に進めている。	再掲	都市公園は、災害発生時の指定緊急避難場所としての防災機能を備えた公共施設であり、不特定多数の者が利用する施設であることを踏まえた災害への備えが必要となる。
【避難行動支援】			
45	<避難行動要支援者名簿の作成> 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、災害時要援護者名簿を作成している。	再掲	名簿への登録情報について、情報が更新されていない場合があることから、最新かどうかを確認する必要がある。
46	<避難行動要支援者名簿の活用> 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者毎の具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定を行っている。	再掲	個別計画の策定内容の更新がされていないため、確認する必要がある。

事前に備えるべき目標 ① 人命の保護が最大限図られること
リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	市内の指定緊急避難場所や指定避難所以外の施設等について、指定の必要性などを考察する。	防災管理課	研修会等開催回数 2回【H27年度】→1回【R1年度】
	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所や住民の取組を支援する。	介護福祉課	
○	今後、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、その結果、地域の方々からの意見を踏まえ、避難経路・避難場所や危険箇所等の対策について、対策を講ずる。 さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自動的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	防災管理課	
	避難計画の作成を着実に進めるため、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	介護福祉課 教育総務課 子育て支援課 障害福祉課	
○	老朽化した公園施設については、長寿命化計画を策定するとともに、同計画に基づき、施設の更新や適正な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全及び災害時における市民の安全確保を推進していく。	都市整備課	
	最新の対象者と情報を把握するために、名簿の登録状況を定期的に更新する。	介護福祉課 障害福祉課	
	最新の情報を把握するために、個別計画を定期的に更新する。	介護福祉課 障害福祉課	

リスクシナリオ			
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生			
現在の取組・施策		脆弱性評価	
【消防力の強化】			
47	<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	再掲	大規模災害発生時等、円滑な活動ができるよう他消防本部及び他機関との連携を図る必要がある。
48	<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、団員確保のため、成人式や各種イベントにおいて消防団活動への理解と入団促進を図るために広報活動を実施している。	再掲	近年、消防団員は年々減少しており、令和2年9月1日現在で291人となっていることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
49	<消防団員の安全確保> 津波災害時の消防団員の安全確保のため、「三沢市消防団災害対応マニュアル」（平成25年10月作成）を徹底するよう働きかける。		「三沢市消防団災害対応マニュアル」（平成25年10月作成）が周知徹底されているか定期的に確認する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
50	<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。	再掲	災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織を設立させる必要がある。
51	<防災意識の啓発> 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧告等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。	再掲	早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。
52	<防災訓練の推進> 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生における安全かつ迅速な対応が可能となるよう防災訓練を行っている。 また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るために、住民参加による防災訓練を開発している。	再掲	防災訓練は、定期的に実施し、さらに地域単位での防災訓練を行う必要がある。
53	<地区防災計画策定の推進> コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行っている。	再掲	大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。
【津波防災地域づくりの推進】			
54	<津波防災地域づくりの推進> 国、県及び市連携の下、津波防災対策を効率的かつ効果的に推進するため、基礎となる、津波浸水想定を設定するとともに、津波災害警戒区域の指定を進めている。		津波浸水想定エリアなど、津波災害のリスクの高い地域に、依然として多くの人が生活している状況を是正していくため、津波防災地域づくりを推進していく必要がある。

事前に備えるべき目標 ① 人命の保護が最大限図られること
リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。	総務課（消防） 警防課	
	地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	警防課	
	「三沢市消防団災害対応マニュアル」（平成25年10月作成）が周知徹底されるよう定期的に助言を行う。	警防課	
	自主防災組織の設立促進と、活動の活発化に向けて、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。	防災管理課	自主防災組織の組織率 65.8%【R 1年度】→70%【R 5年度】
	各種講演会や出前講座等の場などを活用し、市民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	防災管理課	出前講座等開催回数 5回【H 27年度】→9回【R 1年度】
	市町村においても、地域特性に応じた防災訓練を実施できるよう、市町村を支援し実効性の高い総合防災訓練を実施していく。 また、地域単位での防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	防災管理課	防災訓練等実施回数 2回【H 27年度】→3回【R 1年度】
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の規定についても進めていく。	防災管理課	
	津波に関して新たな知見が得られた場合は、津波シミュレーション等により再度検討し、必要に応じて津波浸水想定を見直す。 津波災害警戒区域の指定のため、必要な調査を実施し、県と協議の上、指定を進める。	防災管理課	

事前に備えるべき目標 ① 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
現在の取組・施策		脆弱性評価	
【河川改修等の治水対策】			
55	<河川改修等の治水対策> 洪水災害に対する安全度の向上を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、河川改修等の整備を推進している。		河川の氾濫から浸水被害を防ぐため、河川改修等の対策を進める必要がある。
【河川・ダム施設等の防災対策】			
56	<河川関連施設の耐震化・老朽化対策> 地震等による堤防の損傷等を防止し、津波等に対する堤防高を確保するため、老朽化対策や耐震対策を推進している。	再掲	河川関連施設の状況を適切に把握するとともに、計画的に耐震化・老朽化対策を実施していく必要がある。
57	<内水危険箇所の被害防止対策> 内水による浸水被害の発生防止と被害軽減を図るために、雨水管渠等の整備を推進している。		内水による家屋の浸水被害を解消に向けての取組を一層促進する必要がある。
58	<ため池の防災対策> 将来にわたるため池の機能発揮に向けて、長寿命化計画の策定を推進している。		市及び土地改良区が管理するため池については、長寿命化計画の策定が進んでいないことから、計画策定に向けた支援等を継続していく必要がある。
59	<農業水利施設の防災対策・老朽化対策> 集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るために、頭首工等の河川工作物や農業用排水路の機能保全に向け、老朽化対策等を実施している。		老朽化等により本来の機能が失われた河川工作物や、自然的・社会的条件変化により脆弱化した農業用排水路等があることから、近年のゲリラ豪雨等の増加も踏まえ、必要な老朽化対策等を推進していく必要がある。
60	<海岸保全施設の整備> 高潮等による浸水被害を防止するため、砂浜の浸食対策として海岸保全施設を整備している。		砂浜の侵食が進み高潮等による浸水被害の恐れが増大していることから、突堤等の海岸保全施設の整備を進め浸水被害を防ぐ必要がある。
【警戒避難体制の整備】			
61	<洪水ハザードマップの作成> 洪水発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るために、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村の浸水想定区域図を指定・公表しており、市町村は洪水ハザードマップを作成・公表している。		市町村が作成する洪水ハザードマップは、洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について作成済みであるが、法改正により、近年の集中豪雨を踏まえ、想定し得る最大規模降雨に基づき洪水浸水想定区域の指定・公表を予定していることから、当該区域をもとにした洪水ハザードマップを作成する必要がある。
62	<高潮浸水想定区域の指定> 高潮発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るために、高潮浸水想定区域の指定に取り組んでいる。		近年、全国各地で多発している、想定を超える浸水被害に備え、最大規模の高潮が発生した場合の災害に対する水防体制の強化が課題となっていることから、水位周知海岸、及び、高潮浸水想定区域を指定する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】			
広域的かつ長期的な市街地等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川改修や河川関連施設の耐震化・老朽化対策を進めるとともに、住民の避難場所の確保、洪水ハザードマップの作成・周知、住民等への情報伝達手段の多様化等、警戒避難体制の整備を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	洪水災害に対する安全度の向上を図るため、引き続き、国の防災・安全交付金等を活用し、計画的かつ効率的に河川改修等を推進する。	国 青森県 土木課	
	河川関連施設について、国の交付金等を活用し、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施していく。	青森県	
○	国の防災・安全交付金等を活用して実施する浸水対策事業のより一層の促進が図られるようにする。	土木課 下水道課	
	市及び土地改良区が管理するため池に係る長寿命化計画の策定に向けて、引き続き技術的な支援等を実施する。	青森県 農政課	
	機能が低下した頭首工等の河川工作物について、撤去も含め必要な対策を講じるとともに、農業用排水路について、機能不全による被害発生の防止を図るため、補強・改修等を実施する。	青森県 農政課	
	高潮の被害から背後地を守るため、地域住民の意向を確認しながら、防潮堤等の整備を検討していく。	青森県	
	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水浸水想定区域を計画的に指定・公表するとともに、市町村における洪水ハザードマップ修正等の促進に向けて、助言等を実施する。	防災管理課	
	水位周知海岸及び高潮浸水想定区域を指定するため、必要な調査を実施し、関係機関等と検討を行い、協議の上、指定を進める。	防災管理課	

リスクシナリオ				
1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫				
現在の取組・施策		脆弱性評価		
63	<避難勧告等の発令基準の作成> 住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（新ガイドライン）に基づき、災害種別ごと（水害、土砂災害、高潮災害、津波）の避難勧告等発令基準を策定する。	新ガイドラインに基づく発令基準の策定をする必要がある。		
64	<住民等への情報伝達手段の多様化> 住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、防災無線、広報車、緊急速報メール等の多様な伝達手段の確保に努めている。	避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。 またレアラートを導入し、マスメディアを通じた住民への避難勧告等の伝達を行っているが、さらに運用を迅速化・確実化していく必要がある。		
65	<県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）を整備している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	県、市、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。		
【避難場所の指定・確保】				
66	<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定> 災害発時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図る。	再掲	市内の指定緊急避難場所や指定避難所について、住民に理解を得られるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。	
67	<福祉避難所の指定・協定締結> 一般的の避難所では避難生活に支障が生じる方に適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保する。		福祉避難所についての住民の理解や、運営側の準備が不十分であると思われることから、引き続き確保されていない地域があることから、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。	
68	<防災公共の推進> 災害発時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、「防災公共」を推進している。 地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するか検証する。	再掲	災害リスクの高い地区において、災害発時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できない恐れがあることから、危険箇所等の防災対策を進めるとともに、危険箇所等の情報を県と共有する必要がある。 また、災害時発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する必要がある。	
69	<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。		災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。	

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	新ガイドラインに基づく避難勧告等の発令基準の策定が終了するよう、引き続き、研修会への参加や情報提供をしていく。	防災管理課	
	情報伝達手段の多様化を促進するとともに、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。 災害時のＬアラートの運用を確実にするため、定期的に訓練等を実施していく。	防災管理課	Ｌアラート訓練回数 1回【H27年度】→12回【R1年度】
	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	防災管理課	防災情報システム訓練回数 1回【H27年度】→12回【R1年度】
<hr/>			
	市内の指定緊急避難場所や指定避難所以外の施設等について、指定の必要性などを考察する。	防災管理課	研修会等開催回数 2回【H27年度】→1回【R1年度】
	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所や住民の取組を支援する。	介護福祉課	
○	今後、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、その結果、地域の方々からの意見を踏まえ、避難経路・避難場所や危険箇所等の対策について、対策を講ずる。 さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	防災管理課	
	避難計画の作成を着実に進めるため、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	介護福祉課 教育総務課 子育て支援課 障害福祉課	

リスクシナリオ			
1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
現在の取組・施策		脆弱性評価	
70 <都市公園における防災対策> 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備事業を円滑に進めている。		再掲 都市公園は、災害発生時の指定緊急避難場所としての防災機能を備えた公共施設であり、不特定多数の者が利用する施設であることを踏まえた災害への備えが必要となる。	
【避難行動支援】			
71 <避難行動要支援者名簿の作成> 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、災害時要援護者名簿を作成している。		再掲 名簿への登録情報について、情報が更新されていない場合があることから、最新かどうかを確認する必要がある。	
72 <避難行動要支援者名簿の活用> 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者毎の具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定を行っている。		再掲 個別計画の策定内容の更新がされていないため、確認する必要がある。	
【消防力の強化】			
73 <消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。		再掲 大規模災害発生時等、円滑な活動ができるよう他消防本部及び他機関との連携を図る必要がある。	
74 <消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、団員確保のため、成人式や各種イベントにおいて消防団活動への理解と入団促進を図るために広報活動を実施している。		再掲 近年、消防団員は年々減少しており、令和2年9月1日現在で291人となっていることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
75 <防災意識の啓発> 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧告等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。		再掲 早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。	
76 <地区防災計画策定の推進> コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行っている。		再掲 大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。	

事前に備えるべき目標 ① 人命の保護が最大限図されること
 リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	老朽化した公園施設については、長寿命化計画を策定するとともに、同計画に基づき、施設の更新や適正な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全及び災害時における市民の安全確保を推進していく。	都市整備課	
	最新の対象者と情報を把握するために、名簿の登録状況を定期的に更新する。	介護福祉課 障害福祉課	
	最新の情報を把握するために、個別計画を定期的に更新する。	介護福祉課 障害福祉課	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。	総務課（消防） 警防課	
	地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	警防課	
	各種講演会や出前講座等の場などを活用し、市民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	防災管理課	出前講座等開催回数 5回【H27年度】→9回【R1年度】
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の規定についても進めていく。	防災管理課	

事前に備えるべき目標		① 人命の保護が最大限図られること			
リスクシナリオ					
1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態					
現在の取組・施策		脆弱性評価			
【警戒避難体制の整備（土砂災害）】					
77	<土砂災害ハザードマップの作成・公表> 土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域の周辺住民の円滑な警戒避難を確保するため、土砂災害ハザードマップを作成・公表している。		平時から、災害発生時における警戒避難につながる態勢を構築する必要があることから、土砂災害警戒区域や避難場所等を住民に周知する必要がある。		
78	<避難勧告等発令及び自主避難のための情報提供> 土砂災害に関して、市長が的確に避難勧告等の発令を行うことができるよう、また、住民が自主避難できるよう、判断材料となる情報を住民へ提供している。		土砂災害に関して、市長は避難勧告等を発令するタイミングや対象地域の的確な判断、また、住民は的確な自主避難の判断を求められていることから、その判断材料として土砂災害警戒情報や土砂災害警戒判定メッシュ情報等を提供する必要がある。		
【避難場所の指定・確保】					
79	<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図る。	再掲	市内の指定緊急避難場所や指定避難所について、住民に理解を得られるよう、引き続き、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。		
80	<福祉避難所の指定・協定締結> 一般的の避難所では避難生活に支障が生じる方に適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保する。	再掲	福祉避難所についての住民の理解や、運営側の準備が不十分であると思われることから、引き続き確保されていない地域があることから、研修会の開催や情報提供を実施する必要がある。		
81	<防災公共の推進> 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、「防災公共」を推進している。 地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するか検証する。	再掲	災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できない恐れがあることから、危険箇所等の防災対策を進めるとともに、危険箇所等の情報を県と共有する必要がある。 また、災害時発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する必要がある。		
82	<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	再掲	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。		

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】			
火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生及び地域の脆弱性が高まる事態を防ぐため、土砂災害対策施設の整備・老朽化対策を進めるとともに、火山噴火や土砂災害に係る防災意識の啓発や警戒避難体制の整備、情報通信利用環境の強化等を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を促進する。	防災管理課	
	気象庁と協力しながら土砂災害警戒情報の精度を高めていくとともに、市長が避難勧告等の対象地域を今以上に判断し易いよう、また、住民が自主避難を容易に判断できるよう、土砂災害警戒情報メール通知サービスに加え、より分かりやすい土砂災害警戒判定メッシュ情報等を提供するなど、情報提供の充実を図る。	防災管理課	
	市内の指定緊急避難場所や指定避難所以外の施設等について、指定の必要性などを考察する。	防災管理課	研修会等開催回数 2回【H27年度】→1回【R1年度】
	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所や住民の取組を支援する。	介護福祉課	
○	今後、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、その結果、地域の方々からの意見を踏まえ、避難経路・避難場所や危険箇所等の対策について、対策を講ずる。 さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自動的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	防災管理課	
	避難計画の作成を着実に進めるため、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	介護福祉課 教育総務課 子育て支援課 障害福祉課	

リスクシナリオ 1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態					
現在の取組・施策		脆弱性評価			
83	<p><都市公園における防災対策></p> <p>災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備事業を円滑に進めている。</p>	再掲	都市公園は、災害発生時の指定緊急避難場所としての防災機能を備えた公共施設であり、不特定多数の者が利用する施設であることを踏まえた災害への備えが必要となる。		
【避難行動支援】					
84	<p><避難行動要支援者名簿の作成></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、災害時要援護者名簿を作成している。</p>	再掲	名簿への登録情報について、情報が更新されていない場合があることから、最新かどうかを確認する必要がある。		
85	<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者毎の具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定を行っている。</p>				
【消防力の強化】					
86	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。</p> <p>また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を超えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。</p>	再掲	大規模災害発生時等、円滑な活動ができるよう他消防本部及び他機関との連携を図る必要がある。		
87	<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、団員確保のため、成人式や各種イベントにおいて消防団活動への理解と入団促進を図るために広報活動を実施している。</p>				
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
88	<p><土砂災害に対する防災意識の啓発></p> <p>土砂災害に対する地域住民の防災意識の向上を図るため、土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、防災教室の開催やハザードマップに基づく避難訓練等を実施している。</p>	再掲	土砂災害の危険地区が周知されていないなど、土砂災害に対する防災意識が十分に浸透していないことから、普及啓発活動を継続・強化していく必要がある。		
89	<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。</p>				
90	<p><地区防災計画策定の推進></p> <p>コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行っている。</p>	再掲	大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。		

事前に備えるべき目標① 人命の保護が最大限図られること
 リスクシナリオ 1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	老朽化した公園施設については、長寿命化計画を策定するとともに、同計画に基づき、施設の更新や適正な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全及び災害時における市民の安全確保を推進していく。	都市整備課	
	最新の対象者と情報を把握するために、名簿の登録状況を定期的に更新する。	介護福祉課 障害福祉課	
	最新の情報を把握するために、個別計画を定期的に更新する。	介護福祉課 障害福祉課	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。	総務課（消防） 警防課	
	地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	警防課	
	土砂災害に対する地域住民の防災意識のより一層の向上に向けて、市町村と連携を図りながら、引き続き、普及啓発活動の充実に取り組む。	防災管理課	
	自主防災組織の設立促進と、活動の活発化に向けて、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。	防災管理課	自主防災組織の組織率 65.8%【R 1年度】→70%【R 5年度】
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の規定についても進めていく。	防災管理課	

事前に備えるべき目標 ① 人命の保護が最大限図られること		
リスクシナリオ 1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生		
現在の取組・施策		脆弱性評価
【防雪施設の整備】		
91	<防雪施設の整備> 冬期間の安全な道路交通等を確保するため、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備を推進している。	新たに防雪施設を整備するべき箇所、老朽化が進み再整備するべき施設や風雪により道路等の状況が悪化する箇所を把握し、防雪柵等の防雪施設の整備を進める必要がある。
【道路交通の確保】		
92	<除排雪体制の強化> 降雪等による道路交通の阻害を解消するため、社会の動向や地域の特性を考慮した効率的な除排雪を実施している。	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応する必要があることから、国・県・市との連携強化や相互支援体制を構築する必要がある。
93	<立ち往生車両の未然防止> 豪雪時等の異常気象による立ち往生車両の発生を未然に防止するため、事前通行止めを適切に行うほか、立ち往生車両が発生した際に速やかに道路交通を確保するため、災害対策基本法に基づく車両移動等について検討している。	災害対策基本法に基づく道路区間指定を行うための手順や車両の移動方法が煩雑かつ関係者が多岐に渡るため、関係者間で十分に確認、調整を行う必要がある。
【情報通信の確保】		
94	<情報通信利用環境の強化> 携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図るために、国の補助制度を活用し、市町村による無線通信用施設・設備の整備を支援している。 外国人を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、県が管理する観光施設のWi-Fi利用環境の整備を行うとともに、県内宿泊事業者及び交通事業者が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る経費の一部支援を実施している。	災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに、通信事業者との連携体制を構築する必要がある。 依然として、宿泊施設や交通機関でWi-Fi利用環境が不十分なところが見受けられるため、宿泊事業者や交通事業者の取組を促進するとともに、外国語による情報発信の充実を図る必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】			
暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、道路交通の確保に向けた防雪施設の整備や除排雪体制の強化を推進するとともに、代替交通手段の確保や住民の防災意識の醸成等を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	冬期間の安全な道路交通確保等に向けて、雪害対策が必要な箇所を把握し、防雪等の防雪施設の整備や老朽化対策を実施する。	青森県 土木課	
	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応するため、国、県、市による連携強化及び相互支援体制等の構築に取り組む。	青森県 土木課	
	災害対策基本法に基づく道路区間指定を行うための手順や車両の移動方法に関する知識を習得するため、訓練の実施や運用方針の検討を行う。	青森県 県公安委員会 三沢警察署 土木課	
	災害発生時における情報通信利用環境の確保に向けて、市町村・民間事業者との連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を促進する。 外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、県が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。	産業観光課 国際交流課 情報システム課 各施設担当課	

事前に備えるべき目標 ① 人命の保護が最大限図られること		
リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、まひ、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生		
現在の取組・施策		脆弱性評価
【行政情報連絡体制の強化】		
95	<県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）を整備している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	再掲 県、市、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。
【住民等への情報伝達の強化】		
96	<住民等への情報伝達手段の多様化> 住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、防災無線、広報車、緊急速報メール等の多様な伝達手段の確保に努めている。	再掲 避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。 また、アラートを導入し、マスメディアを通じた住民への避難勧告等の伝達を行っているが、さらに運用を迅速化・確実化していく必要がある。
97	<情報通信利用環境の強化> 携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図るために、国の補助制度を活用し、市町村による無線通信用施設・設備の整備を支援している。 外国人を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、県が管理する観光施設のWi-Fi利用環境の整備を行うとともに、県内宿泊事業者及び交通事業者が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る経費の一部支援を実施している。	再掲 災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに、通信事業者との連携体制を構築する必要がある。 依然として、宿泊施設や交通機関でWi-Fi利用環境が不十分なところが見受けられるため、宿泊事業者や交通事業者の取組を促進するとともに、外国語による情報発信の充実を図る必要がある。
98	<障害者等に対するICT利活用支援> 自然災害等緊急時における視覚・聴覚障害者のICTリテラシーを高めるため、障害者がICT機器の操作方法を学ぶ環境を整備している。	必要な情報が視覚・聴覚障害者に迅速・適切に伝わりにくい現状があることから、ICT機器が持つ障害者向け機能の有用性を広く周知する必要がある。
99	<障害者等に対する避難情報伝達> 災害発時における障害者等の安全な避難を確保するため、障害者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の人材を養成するほか、県及び関係団体が主催するイベント等を通じて、一般県民等に対して障害特性に関する普及啓発を行っている。	障害者等の要援護者は、障害の程度により外部からの情報を得られにくいため、避難情報が障害者等に確実に伝わるよう伝達手段を準備するほか、地域の自主防災組織などが要援護者の自宅を訪問するなどして、避難行動を直接支援する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報連絡体制及び住民等への情報伝達の強化や、住民の防災意識の啓発、防災教育の推進を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	防災管理課	防災情報システム訓練回数 1回【H27年度】→12回【R1年度】
	情報伝達手段の多様化を促すとともに、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。 災害時のLアラートの運用を確実にするため、定期的に訓練等を実施していく。	防災管理課	Lアラート訓練回数 1回【H27年度】→12回【R1年度】
	災害発生時における情報通信利用環境の確保に向けて、市町村・民間事業者との連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を促進する。 外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、県が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。	産業観光課 国際交流課 情報システム課 各施設担当課	
	自然災害等緊急時における視覚・聴覚障害者のICTリテラシーを高めるため、ICT機器の障害者向け機能の有用性の周知を図るとともに、障害者に対する操作方法の講習等を実施する。	障害福祉課	
	障害者等の障害特性要援護者に対する避難行動の直接支援が機能するように、引き続き、障害者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の人材を養成するほか、県及び関係団体が主催するイベント等を通じて、一般県民等に対して障害特性に関する普及啓発を行う。	障害福祉課 介護福祉課	設置手話通訳者の配置 2人の維持 (R2) 2人→(R5) 2人 手話奉仕員養成講座終了者数の維持 (R2) 4人→(R5) 4人

リスクシナリオ		
1-6 情報伝達の不備、まひ、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生		
	現在の取組・施策	脆弱性評価
100	<外国人観光客に対する防災情報提供体制の強化> 外国人観光客が安心できる受入環境を整備するため、外国語による情報発信、交通機関や宿泊・観光施設でのWi-Fi利用環境の充実、案内表記の多言語化・記号化、外国語対応を推進し、災害発生時において自力で情報収集、避難ができる体制を整えている	依然として、宿泊施設や交通機関で、外国人観光客のための外国語表記やWi-Fi利用環境が不十分なところがあるため、それらの整備を推進するとともに、外国人観光客向けの外国語による情報発信を充実する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
101	<防災意識の啓発> 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧告等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。	再掲 早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。
102	<防災情報の入手に関する普及啓発> 災害発生時において、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、各家庭等において日頃から準備しておくべきことについて、出前講座等での講座・講演等を通じて普及啓発を行っている。	災害に伴う大規模停電発生時等においても、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、情報通信環境の変化等も踏まえた普及啓発を実施していく必要がある。
【防災教育の推進・学校防災体制の確立】		
103	<防災教育の推進> 児童生徒等の防災意識を育成するため、防災教育に携わる教員を対象とした研修を実施しているほか、防災関係機関による出前講座等を開催している。	災害発時の被害を軽減するためには、教職員、児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であることから、学校安全に係る教員研修や児童生徒への防災教育の充実を図っていく必要がある。
104	<学校防災体制の確立> 学校における防災体制の整備等を図るために、各学校において危機管理マニュアルを策定し、避難訓練等を実施している。	危機管理マニュアルについては、社会環境の変化など各学校の実情を踏まえ、必要な見直しを図っていく必要がある。

事前に備えるべき目標① 人命の保護が最大限図られること
リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、まひ、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	外国人観光客が安心して本市を旅行できるようにするため、県が管理する観光施設のW i – F i 利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うW i – F i 利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。	産業観光課 国際交流課	
	各種講演会や出前講座等の場などを活用し、市民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	防災管理課	出前講座等開催回数 5回【H27年度】→9回【R1年度】
	様々なICT機器を活用した防災情報の入手の方法や充電対策について、出前講座等を通じて普及啓発を行う。	防災管理課	出前講座等開催回数 5回【H27年度】→9回【R1年度】
	各学校において、発達段階に応じた防災教育が実施されるよう、教員研修や防災関係機関による普及啓発活動の充実を図る。	教育総務課 各教育機関	
	各学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、引き続き、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進する。	教育総務課 各教育機関	

事前に備えるべき目標		(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ					
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止					
現在の取組・施策		脆弱性評価			
【支援物資等の供給体制の確保】					
105	<非常物資の備蓄> 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう、啓発している。 また、災害発時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定をスーパー、飲料水メーカー等と締結し、災害発時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。		引き続き住民等に家庭内備蓄について啓発活動を実施する。また、スーパー、飲料水メーカー等と、災害発時における支援物資の供給に関する協定を17件締結しているが、食料調達に関する協定を締結している件数が十分でないと考えられることから、今後も協定締結を推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。		
106	<石油燃料供給の確保> 災害発生時には石油燃料の調達及び供給に支障を来すおそれがあるため、生活の維持や業務継続が求められる病院や避難所等重要施設や緊急車両に対し、災害発時に安定的な調達・供給ができるよう、関係機関と安定供給に関する協定を締結している。		災害発生時においては関係機関との協定が有効に機能することが必要であることから、引き続き、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。		
107	<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入態勢の構築を図っている。		災害発生時に迅速かつ速やかに他自治体や防災関係機関等の応援を受け入れができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続き等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受け入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。 特に、近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等、国や関係機関など全国からの受け入れが必要であり、配慮する必要がある。		
108	<救援物資等の受援体制の構築> 災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発時の相互応援協定を締結している。		協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。		
109	<要配慮者（難病疾患等）への医療的支援> 災害発時における透析患者の透析治療確保のため、連携して情報共有・発信や患者搬送等に対応することとしている。 また、在宅で人工呼吸器等を使用している患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等を確認し、必要な助言を行っている。		災害発時の停電や水不足に備えて、引き続き、透析患者には、透析可能な医療機関の確保など透析治療を維持できる体制の構築を図る必要がある。 また、災害発時の停電に備えて、引き続き、在宅で人工呼吸器等を使用している患者には停電後も継続して人工呼吸器を使用できる環境の整備を図る必要がある。		

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、非常物資や支援物資等の供給体制及び災害応援の受入体制の確保、防災拠点の整備、水道施設・物流関連施設の防災対策の推進等を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	<p>住民に対して食料を備蓄するよう、引き続き啓発とともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。</p> <p>また、3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、県民の備蓄を補完する県及び市町村の備蓄目標、役割分担等、災害備蓄の在り方について検討し、推進する。</p>	防災管理課	
	<p>災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、関係機関の情報を更新とともに定期的に訓練を実施する。</p>	防災管理課	協定締結件数 35 件 (令和2年度現在)
	<p>引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体や防災関係機関等の応援を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。</p> <p>また、緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。</p>	総務課（市役所） 防災管理課	
	<p>物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制の構築を推進する。</p>	防災管理課	
	<p>引災害発時の透析患者の医療確保が図られる体制を維持するほか、在宅で人工呼吸器等を使用している患者・家族に対し、要支援者名簿の登録を勧めると共に、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を継続する。</p>	健康推進課 障害福祉課 介護福祉課	

リスクシナリオ					
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止					
現在の取組・施策		脆弱性評価			
110	<災害用医薬品等の確保> 災害発生時における医薬品等の円滑な供給を確保するため、必要な事項を定めた要綱や、関係者の役割分担を定めたマニュアルを作成している。				
111	<避難所における水等の確保> 災害発生時における避難所の水を確保するため、応急給水の体制を整え、応急給水資機材の整備を行うと共に、水道災害相互応援協定により関係水道事業者が相互に水道施設の復旧と、運搬給水等による水の確保について応援することとしている。				
【水道施設の防災対策】					
112	<水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に進めている。				
113	<応急給水資機材の整備> 災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、応急給水のための体制を整えるとともに、応急給水資機材の整備を図っている。				
114	<水道施設の応急対策> 災害発生時に水道施設が損壊した場合、速やかに給水が可能となるよう、応急復旧のための体制を整えるとともに、修繕資機材の整備を図っている。				
【道路施設の防災対策】					
115	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	災害発時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。		
116	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。		
117	<市管理農道の機能保全・老朽化対策> 災害発時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。		

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時において、必要事項を定めた要綱や関係機関の役割を定めたマニュアルに基づき、円滑に医薬品等が供給されるよう、引き続き防災訓練を実施し実効性を確保していく。	健康推進課	
	災害発時における避難所の水等を確保するため、引き続き水道事業者等の関係事業者と応急給水等に向けた連携を高め、多様な水源の利用について普及を図るとともに、市民へ飲料水の備蓄や非常用持ち出し袋の準備等を啓発する。	水道課	
	災害発時における給水機能の確保に向けて、水道事業の広域連携等による経営の効率化やアセットマネジメント（長期的資産管理）を活用し施策を推進していく。	水道課	水道管の耐震化率 配水施設の耐震化率
	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、必要に応じ、応急給水のための体制の見直し及び応急給水資機材の更新を図る。	水道課	
	災害により水道施設が損壊しても迅速に給水が再開できるよう、引き続き、必要に応じ、応急復旧のための体制の見直し及び修繕資機材の更新を図る。	水道課	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	青森県 土木課	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
	市管理の農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	青森県 農政課	

リスクシナリオ						
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止						
現在の取組・施策		脆弱性評価				
118	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p> <p>また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>					
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】						
119	<p><青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備></p> <p>県が所有する青い森鉄道線の鉄道施設について、鉄道輸送の安全を確保するため、安全管理規程により、事業の運営の方針や管理の体制、方法などを定めている。</p>	再掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化など耐災害性をより一層確保する必要がある。			
【港湾・漁港の防災対策】						
120	<p><漁港施設の耐震・耐津波強化></p> <p>当市の基幹産業である水産業は、重要な役割を担っていることから、岸壁等の機能保全対策を行っている。</p>	再掲	漁港施設の老朽化が進んでいることから、県と協議を重ねながら、対策を行う必要がある。			
【空港の防災対策】						
121	<p><空港の業務継続体制の維持・確保等></p> <p>自然災害等の発生時に、速やかに空港の運用を再開するため、空港運営に携わるエアラインやターミナルビル管理者等関係者の役割を明確化し、復旧体制等を取り決め、共有している。</p> <p>空路による輸送を確保するため、回転翼機等の空港利用に関する運用体制を取り決めている。</p>					
<p>大規模災害が発生した場合でも速やかに空港が運用再開できるよう、空港施設の点検や補修方法などをあらかじめ定めておく必要がある。</p> <p>また、大規模災害発生時には空港内での滞留が長引く場合、飲料や食料等のストック不足が懸念されることから、予め備蓄する必要がある。</p> <p>空港利用に係る取り決めについては、実効性を検証していく必要がある。</p>						
【食料生産体制の強化】						
122	<p><食料生産体制の強化></p> <p>きれいな水と豊かな土からなる優良な農地等を生かして、生産から販売までを一体的に取り組む「攻めの農林水産業」を展開している。</p>					
<p>本県では米・野菜・果実・畜産物・水産物をバランスよく産出しており、食料自給率は、平成30年度の概算値(生産額ベース)で23.8%となっている。</p> <p>農業・畜産業については、災害発生時においても農畜産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。</p> <p>水産業については、漁獲量が減少傾向にある。</p>						
123	<p><農業・水産施設の老朽化対策></p> <p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、施設の長寿命化計画を策定するよう技術的な支援等を実施している。</p> <p>安心・安全な水産物の安定供給のため、漁港施設の老朽化対策を行っている。</p>					
<p>まだ長寿命化計画を策定していない施設があることから、取組を促進していく必要がある。</p> <p>老朽化対策が講じられていない施設があることから、県と協議を重ね、老朽化対策を実施する必要がある。</p>						

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	土木課 農政課	
	平時における大量の貨物輸送に対応した鉄道施設の耐震化等について、輸送事業者の適切な負担の下に、計画的に対策を実施する。	青森県 政策調整課 都市整備課 民間事業者	
○	施設の長寿命化を図るため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施する。	青森県	
	大規模災害発生時に想定される被災箇所について、国等関係機関と協議し、点検や補修方法等を検討する。	国 青森県 政策調整課 民間事業者	
	農業・畜産業については、生産体制の強化に向けて、生産基盤の強化等の必要な対策を実施する。 水産業については、水産物の安定供給のため、資源管理型漁業、つくり育てる漁業を、より一層推進する。	農政課 水産振興課	
	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、施設ごとの計画を策定し、長寿命化を図るよう技術的な支援等を実施する。 老朽化した漁港施設の機能保全に向けて、県と協議し計画的に老朽化対策を実施する。	青森県	

事前に備えるべき目標 ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること		
リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		
	現在の取組・施策	脆弱性評価
【集落の孤立防止対策】		
124	<p><集落の孤立防止対策></p> <p>災害発生時において、人命を守ることを最優先に、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組を推進している。</p> <p>この一環として、地震・大雨により孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路・橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいる。</p>	<p>市町村の防災公共推進計画等も踏まえながら、孤立のおそれがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、対策を実施していく必要がある。</p>
【孤立集落発生時の支援体制の構築】		
125	<p><孤立集落発生時の支援体制の確保></p> <p>孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送等の支援が必要となるため、市町村間の広域連携の観点から、食料や資機材等の輸送に係る連携体制の構築が必要である。</p>	<p>多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保する必要がある。</p>
【代替交通・輸送手段の確保】		
126	<p><代替交通手段の確保></p> <p>災害発生時等に道路が利用できなくなった場合の代替交通手段確保のため、航路運行事業者・航空会社等と情報共有を図っている。</p>	<p>災害発生時等に道路が利用できなくなった場合に、円滑・迅速に代替交通手段が確保できるよう、引き続き、航路運行事業者及び航空会社等と情報共有を図る必要がある。</p>
【情報通信の確保】		
127	<p><情報通信利用環境の強化></p> <p>携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図るために、国の補助制度を活用し、市町村による無線通信用施設・設備の整備を支援している。</p> <p>外国人を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、県が管理する観光施設のWi-Fi利用環境の整備を行うとともに、県内宿泊事業者及び交通事業者が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る経費の一部支援を実施している。</p>	<p>災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに、通信事業者との連携体制を構築する必要がある。</p> <p>依然として、宿泊施設や交通機関でWi-Fi利用環境が不十分なところが見受けられるため、宿泊事業者や交通事業者の取組を促進するとともに、外国語による情報発信の充実を図る必要がある。</p>
【道路施設の防災対策】		
128	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	<p>災害発時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】			
多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある集落への支援体制の構築や、情報通信利用環境の強化、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時の集落の孤立防止に向けて、市町村等との連携を図りながら、引き続き、孤立のおそれがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、必要な対策を実施する。	土木課 防災管理課	
	防災関係機関と連携し、孤立集落発生時に支援する内容について、検討していく。	防災管理課	
	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図っていく。	国 青森県 政策調整課 民間事業者	
	災害発時における情報通信利用環境の確保に向けて、市町村・民間事業者との連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を促進する。 外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするために、県が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。	産業観光課 国際交流課 情報システム課 各施設担当課	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	青森県 土木課	

リスクシナリオ					
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		現在の取組・施策		脆弱性評価	
129	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲		緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。	
130	<市管理農道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲		整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。	
131	<復旧作業等に係る技術者等の確保> 大規模災害等が発生した場合の応急対策業務（障害物除去用の重機・資機材等の調達を伴う工事）を速やかに実施するため、官民連携による対応力強化を図っている。			大規模災害発生時に、技術者の不足により復旧作業等に支障をきたすおそれがあることから、建設企業との連携を強化するとともに、道路啓開や応急対策業務を迅速に行う人材を確保・育成する必要がある。	
132	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲		地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。	

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
	市管理の農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	青森県 農政課	
	道路啓開や応急対策業務を迅速に行うため、官民連携による対応力強化に引き続き取り組んでいく。	国 青森県 土木課	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要な物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	土木課 農政課	

事前に備えるべき目標 ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること		
リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態		
現在の取組・施策		脆弱性評価
【防災関連施設の耐震化・老朽対策】		
133	<市町村庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎について、地震に対する対策を行っている	再掲 有事の際に防災拠点となる公共施設等の耐震化について、地域防災計画で想定している地震に耐えることが出来るよう、進める必要がある。
【災害対策本部等機能の強化】		
134	<災害対策本部機能の強化> 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講ずるために設置する災害対策本部について、防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。 また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的に図上訓練を実施している。	災害に関する情報の収集、災害応急対策の方針、防災関係機関との連絡調整等の災害発生時の応急対策において重要な役割を果たす災害対策本部について、統制機能や支部の役割等の災害対策本部機能を検証し、強化・充実する必要がある。
【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】		
135	<災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化> 災害発生時に県内の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動される緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、緊急消防援助隊受援計画を策定している。	これまで緊急消防援助隊の受入を行ったことがないため、受入訓練を開催・参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める必要がある。
136	<医療従事者確保に係る連携体制> 災害発時の医療提供体制確保のため、日本D M A T活動要領に基づき、D M A T（災害派遣医療チーム）を派遣できる病院を指定するとともにD M A T隊員の養成を進めている。 また、総合防災訓練等にD M A Tの参加を促すなど、対応能力の向上を図っている。	災害発生により医療従事者が絶対的に不足する中で、円滑にD M A Tを派遣したり、D M A T派遣を受け入れることができるように、引き続き、連携体制を構築する必要がある。
137	<総合防災訓練の実施> 大規模災害発時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・警察・海上保安庁・自衛隊等の防災関係機関が一同に会した防災訓練を実施している。	他市町村における近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。
138	<図上訓練の実施> 災害対策本部の運営、防災関係機関との連携強化や各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を実施している。	職員の異動等へ対応し、職員のスキルの維持、向上を図るとともに、防災関係機関との顔の見える関係を構築するため、継続的に訓練を実施する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】			
自衛隊、警察、海保等が有する救助・救急活動等の能力を十分に発揮できない事態や、被災等により活動できない事態を防ぐため、防災関連施設の耐震化・老朽化対策の推進、防災関係機関や地域住民の参加を含めた総合防災訓練の実施、救助・救出体制の強化や災害応援の受入体制を構築するほか、地域防災力向上のため、自主防災組織の設立・活性化支援や地域防災リーダーの育成を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	庁舎等の耐震化・長寿命化を進めるとともに、国の財政支援制度等の活用も図りながら、消防庁舎等の耐震化等を進めます。	防災管理課	
	災害発生時に効率的な本部運営を行うため、災害対策本部の体制、機能、配置等を検証し、在り方を検討のうえ、災害対策本部の強化・充実を図る。 また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、引き続き定期的に訓練を実施する。	防災管理課	
	災害発生時に緊急消防援助隊の受入を円滑に行うため、受入訓練を開催・参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める。	総務課（消防） 警防課	
	引き続き、災害発時の医療提供体制確保のため、DMAの派遣・受入体制やDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）などの連携体制構築する。	健康推進課 医事課 管理課 青森県	
	大規模災害発時の応急体制の更なる充実に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	防災管理課	
	災害発時に迅速に災害対策本部を設置・運営できるよう、また、防災関係機関と連携し適切な応急対策が実施できるよう、引き続き定期的に図上訓練を実施する。	防災管理課	

リスクシナリオ		
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態		
	現在の取組・施策	脆弱性評価
【救急・救助活動の体制強化】		
139	<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	再掲 大規模災害発生時等、円滑な活動ができるよう他消防本部及び他機関との連携を図る必要がある。
140	<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、団員確保のため、成人式や各種イベントにおいて消防団活動への理解と入団促進を図るために広報活動を実施している。	再掲 近年、消防団員は年々減少しており、令和2年9月1日現在で291人となっていることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
141	<災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成> 災害発生における医療救護活動及び福祉支援活動を行うため、D M A T（災害派遣医療チーム）、D P A T（災害派遣精神医療チーム）、D C A T（災害福祉支援チーム）の育成や訓練の実施、研修会の開催等に取り組んでいる。	災害発生時に被災地の医療・福祉ニーズに応じた活動が円滑に実施できるよう、高度な知識や専門的な技術を有する人材を育成するための訓練・研修を実施するとともに、チーム数の増加を図る必要がある。
142	<救急・救助活動等の体制強化> 災害発生における救命率の向上等を図るため、メディカルコントロール協議会を設置し、救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制の充実等を図っている。 また、各消防本部が行う救急救命士の新規養成等を支援しているほか、救急救命士に対する講習等を実施している。 消防職員に救急や救助に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急・救助活動を実施できるよう、消防学校において教育訓練を実施している。	災害発生時の救急体制の更なる充実を図るため、引き続き救急救命士の養成等の支援を行うとともに、救急救命士の更なる資質向上を図るため、講習等を実施する必要がある。 また、消防職員が災害発生時に救急や救助に係る技能を発揮できるよう、引き続き教育訓練を実施する必要がある。
【支援物資等の供給体制の確保】		
143	<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入態勢の構築を図っている。	再掲 災害発生時に迅速かつ速やかに他自治体や防災関係機関等の応援を受け入れができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続き等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受け入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。 特に、近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等、国や関係機関など全国からの受け入れが必要であり、配慮する必要がある。
144	<救援物資等の受援体制の構築> 災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発時の相互応援協定を締結している。	再掲 協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。

事前に備えるべき目標 ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
 リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	国 の 指 針 に 基 づ く 施 設 等 の 整 備 を 進 め る と と も に 、 災 害 発 生 時 に 他 消 防 本 部 と の 応 援 ・ 受 援 及 び 関 係 機 関 と の 連 携 等 の 対 応 が 円 滑 に 行 わ れ る よう 、 訓 練 を 実 施 す る 。	総務課（消防） 警防課	
	地 域 の 実 情 に 応 じ て 消 防 団 員 の 確 保 と 装 備 の 充 実 を 進 め る 。	警防課	
	災 害 発 生 時 の 医 療 救 護 活 動 及 び 福 祉 支 援 活 動 を 行 う た め 、 D M A T 、 D P A T 、 D C A T の 育 成 等 を 計 画 的 に 推 進 し て い く 。	健康推進課 医事課 管理課 介護福祉課	
	災 害 発 生 時 の 救 急 体 制 の 更 な る 充 実 を 図 る た め 、 引 き 続 き 救 急 救 命 士 の 養 成 等 の 支 援 、 救 急 救 命 士 に 対 す る 講 習 等 を 実 施 す る 。 ま た 、 消 防 職 員 が 災 害 発 生 時 に 救 急 や 救 助 に 係 る 技 能 を 発 揮 で き る よう 、 引 き 続 き 教 育 訓 練 を 実 施 す る 。	総務課（消防） 警防課	
	引 き 続 き 、 個 々 の 相 互 応 援 協 定 に つ い て 、 連 絡 ・ 要 請 等 の 実 施 手 順 や 手 続 等 を 運 用 マ ニ ュ ア ル に よ り 定 期 的 に 確 認 し 、 訓 練 ・ 研 修 等 に よ り 実 効 性 を 高 め て い く と と も に 、 他 自 治 体 や 防 災 関 係 機 関 等 の 応 援 を 円 滑 に 受 け 入 れ る た め 、 あ ら か じ め 、 応 援 職 員 が 実 施 す る 対 象 業 務 や 応 援 職 員 の 調 整 を 実 施 す る 受 援 組 織 等 を 検 討 し 、 受 援 体 制 の 強 化 を 図 る 。 ま た 、 緊 急 災 害 対 策 派 遣 隊 （ T E C - F O R C E ） 等 、 国 の 各 関 係 機 関 を 円 滑 に 受 け 入 れ る た め の 体 制 を 整 備 す る 。	総務課（市役所） 防災管理課	
	物 資 等 の 受 援 を 円 滑 に 実 施 す る た め 、 物 資 等 の 受 入 調 整 機 能 等 に つ い て 検 討 の う え 、 受 援 体 制 の 構 築 を 推 進 す る 。	防災管理課	

リスクシナリオ			
現在の取組・施策		脆弱性評価	
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
145	<防災意識の啓発> 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧告等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。	再掲	早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。
146	<防災訓練の推進> 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう防災訓練を行っている。 また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を開発している。	再掲	防災訓練は、定期的に実施し、さらに地域単位での防災訓練を行う必要がある。
147	<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。	再掲	災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織を設立させる必要がある。
148	<地域防災リーダーの育成> 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、地域防災のリーダーとなる人材が必要なため、人材育成を行っている。		地域防災の中心となり得る人材が不足しているため、各地域の自治会や防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。
149	<地区防災計画策定の推進> コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行っている。	再掲	大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

事前に備えるべき目標 ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
 リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	各種講演会や出前講座等の場などを活用し、市民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	防災管理課	出前講座等開催回数 5回【H27年度】→9回【R1年度】
	市町村においても、地域特性に応じた防災訓練を実施できるよう、市町村を支援し実効性の高い総合防災訓練を実施していく。 また、地域単位での防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	防災管理課	防災訓練等実施回数 2回【H27年度】→3回【R1年度】
	自主防災組織の設立促進と、活動の活発化に向けて、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。	防災管理課	自主防災組織の組織率 65.8%【R1年度】→70%【R5年度】
	地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の自治会や防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修会等の取組を実施する。	防災管理課	
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の規定についても進めていく。	防災管理課	

事前に備えるべき目標 ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			
	現在の取組・施策	脆弱性評価	
【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】			
150	<石油燃料供給の確保> 災害発生時には石油燃料の調達及び供給に支障を来すおそれがあるため、生活の維持や業務継続が求められる病院や避難所等重要施設や緊急車両に対し、災害発生時に安定的な調達・供給ができるよう、関係機関と安定供給に関する協定を締結している。	再掲	災害発生時においては関係機関との協定が有効に機能することが必要であることから、引き続き、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。
151	<緊急車両等への燃料供給の確保> 災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保するため、石油商業組合等と協定を締結している。		災害発生時において、緊急車両等への応急対策等を安定的に確保するため、燃料の備蓄や供給事業者との協定の締結が必要である。
152	<医療施設の燃料等確保> 災害発生時の医療機能確保のため、病院等の電源や燃料の確保を推進している。		災害発生時の医療活動において、不安のないように電源や燃料の確保を促進していく必要がある。
【道路施設の防災対策】			
153	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	災害発時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
154	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
155	<市管理農道の機能保全・老朽化対策> 災害発時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
156	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、緊急車両・病院等に対する燃料供給の確保、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、関係機関の情報を更新するとともに定期的に訓練を実施する。	防災管理課	協定締結件数 35 件 (令和2年度現在)
	協定締結事業者と図上訓練の実施等を通じて、連携強化を図る。	防災管理課	
	病院施設において、停電時でも医療行為が行えるよう、引き続き、非常用電源装置の設置や燃料の備蓄等、電源や燃料の確保を促進していく。	管理課	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	青森県 土木課	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
	市管理の農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	青森県 農政課	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	土木課 農政課	

事前に備えるべき目標 ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること		
リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（市外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足		
現在の取組・施策		脆弱性評価
【帰宅困難者の避難体制の確保】		
157	<観光客の避難体制の強化> 災害発生時の観光客の安全確保を図るため、危機管理の必要性を観光事業者・団体等に普及啓発するセミナーを開催するなど、災害発生時を想定した観光客への適切な対応体制の整備を推進している。	個人観光客が多くを占める現状にあって、災害が発生し帰宅困難となった場合に対応するため、外国人を含む観光客が自力で避難し、情報収集できるような体制を構築し、観光客に安全・安心に滞在してもらえる受入環境を整備する必要がある。
158	<観光客等に対する避難所等の確保> 災害発生時に地域住民が安全に避難できる避難所等の確保のため、指定避難所等の指定を進めている。	祭りなどの期間中に、災害が発生し、観光客等が帰宅困難となった場合、避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難などの別途の対応を検討する必要がある。
【支援物資等の供給体制の確保】		
159	<非常物資の備蓄> 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう、啓発している。 また、災害発生における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定をスーパー、飲料水メーカー等と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。	再掲 引き続き住民等に家庭内備蓄について啓発活動を実施する。また、スーパー、飲料水メーカー等と、災害発生における支援物資の供給に関する協定を17件締結しているが、食料調達に関する協定を締結している件数が十分でないと考えられることから、今後も協定締結を推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。
160	<応急給水資機材の整備> 災害による断水発生において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、応急給水のための体制を整えるとともに、応急給水資機材の整備を図っている。	再掲 災害による断水発生において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、応急資機材の整備を図る必要がある。
161	<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入態勢の構築を図っている。	再掲 災害発生時に迅速かつ速やかに他自治体や防災関係機関等の応援を受け入れができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続き等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受け入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。 特に、近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等、国や関係機関など全国からの受け入れが必要であり、配慮する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】			
祭り期間中の災害発生等により、多数の観光客等が避難できない事態や、避難生活が長期にわたること等により水・食料等の供給が不足する事態を防ぐため、避難場所や支援物資等の供給体制の確保を図るとともに、外国人観光客等に対する情報提供体制の強化等を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	<p>外国人観光客が安心して旅行できるようにするために、受入環境の改善を図るとともに、災害発生時において外国人観光客が自力で情報収集、避難ができる体制を整えるため、事業者や警察等と連携しながら、事業者の災害発生時対応力の向上を図る。</p>	産業観光課	
	<p>周辺市町村や隣県へ避難する広域避難等について、災害時に円滑に避難ができるよう調整機能及び連携体制を検討のうえ、充実・強化を図る。</p> <p>また、地域特性を考慮し、多様な交通手段を活用した広域避難体制の強化を推進する。</p>	産業観光課	
	<p>住民に対して食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。</p> <p>また、3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、県民の備蓄を補完する県及び市町村の備蓄目標、役割分担等、災害備蓄の在り方について検討し、推進する。</p>	防災管理課	
	<p>災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、必要に応じ、応急給水のための体制の見直し及び応急給水資機材の更新を図る。</p>	水道課	
	<p>引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体や防災関係機関等の応援を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。</p> <p>また、緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。</p>	総務課（市役所） 防災管理課	

リスクシナリオ		
2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（市外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足		
	現在の取組・施策	脆弱性評価
162	<p>＜救援物資等の受援体制の構築＞</p> <p>災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援協定を締結している。</p>	<p>再掲</p> <p>協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。</p>
【情報伝達の強化】		
163	<p>＜外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化＞</p> <p>外国人観光客が安心できる受入環境を整備するため、外国語による情報発信、交通機関や宿泊・観光施設でのWi-Fi利用環境の充実、案内表記の多言語化・記号化、外国語対応を推進し、災害発生時において自力で情報収集、避難ができる体制を整えている</p>	<p>再掲</p> <p>依然として、宿泊施設や交通機関で、外国人観光客のための外国語表記やWi-Fi利用環境が不十分なところがあるため、それらの整備を推進するとともに、外国人観光客向けの外国語による情報発信を充実する必要がある。</p>
164	<p>＜交通規制等の交通情報提供＞</p> <p>自動車運転者等に県内の道路の交通規制状況を把握してもらうため、「青森みち情報」HPや道路情報板で通行止めなどの交通情報を提供している。</p>	<p>通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促していく必要がある。</p>
【帰宅困難者の輸送手段の確保】		
165	<p>＜バスによる帰宅困難者の輸送＞</p> <p>災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図っているほか、路線維持を図るために、運行欠損・車両購入に対する補助を行っている。</p>	<p>災害発時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制が構築されていないことから、対応を検討していく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（市外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制の構築を推進する。	防災管理課	
	外国人観光客が安心して本市を旅行できるようにするため、県が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。	産業観光課 国際交流課	
	引き続き、交通情報を提供するとともに、災害時の自動車による不要不急の外出を控えるよう、市民の理解と協力を促していく。	青森県 生活安全課	
	引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス路線維持に係る補助を実施するほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討していく。	青森県 政策調整課 民間事業者	

事前に備えるべき目標 ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること			
リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能のまひ			
現在の取組・施策		脆弱性評価	
【病院・福祉施設等の耐震化】			
166	<病院施設の耐震化> 災害発生時の医療機能確保のため、災害拠点病院等の病院施設の耐震化を推進している。	再掲	耐震基準を満たしていない病院があることから、災害発生時に機能不全に陥らないよう、施設の耐震化を進める必要がある。
167	<社会福祉施設等の耐震化> 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	再掲	耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、引き続き耐震化を推進する必要がある。
【災害発生時における医療提供体制の構築】			
168	<災害時医療の連携体制> 災害発時において、適切な医療行為を確保するため、二次医療圏毎の連携体制構築に向けて、地域災害拠点病院を中心とした災害医療に係る訓練の実施を促進している。		災害医療訓練について、実施していない地域があることから、全ての地域で訓練が実施され、連携体制の構築が図られる必要がある。
169	<災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成> 災害発時における医療救護活動及び福祉支援活動を行うため、D M A T（災害派遣医療チーム）、D P A T（災害派遣精神医療チーム）、D C A T（災害福祉支援チーム）の育成や訓練の実施、研修会の開催等に取り組んでいる。	再掲	災害発時に被災地の医療・福祉ニーズに応じた活動が円滑に実施できるよう、高度な知識や専門的な技術を有する人材を育成するための訓練・研修を実施するとともに、チーム数の増加を図る必要がある。
170	<医療従事者確保に係る連携体制> 災害発時の医療提供体制確保のため、日本D M A T活動要領に基づき、D M A T（災害派遣医療チーム）を派遣できる病院を指定するとともにD M A T隊員の養成を進めている。 また、総合防災訓練等にD M A Tの参加を促すなど、対応能力の向上を図っている。	再掲	災害発により医療従事者が絶対的に不足する中で、円滑にD M A Tを派遣したり、D M A T派遣を受け入れることができるように、引き続き、連携体制を構築する必要がある。
171	<お薬手帳の利用啓発> 災害発時に医療従事者が不足する場合においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、「お薬手帳」の普及啓発に向けて、薬剤師会及び薬局において、「お薬手帳」の携行について、普及啓発を図っている。		引き続き、持病者には「お薬手帳」を作成・携行するよう啓発する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】			
医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能のまひを防ぐため、病院施設や社会福祉施設等の耐震化を推進するとともに、災害発生時における医療提供体制の構築や要配慮者への支援体制の強化を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	引き続き市町村と連携し、国の医療提供体制施設整備交付金等の活用を図りながら、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。	管理課	
○	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き国の補助金等を活用し、耐震改修や改築の実施を促進する。	障害福祉課 介護福祉課 子育て支援課	
	引き続き、災害発時において適切な医療行為が行えるよう、二次医療圏毎に地域災害拠点病院を中心とした災害医療に係る訓練の実施を促進し、連携体制を構築する。	健康推進課 医事課 介護福祉課 管理課 青森県	
	災害発時の医療救護活動及び福祉支援活動を行うため、D M A T、D P A T、D C A Tの育成等を計画的に推進していく。	健康推進課 医事課 管理課 介護福祉課	
	引き続き、災害発時の医療提供体制確保のため、D M A Tの派遣・受入体制やDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）などの連携体制構築する。	健康推進課 医事課 管理課 青森県	
	災害発時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるように、引き続き、薬剤師会と連携しながら、広報誌等を配布する等、「お薬手帳」に係る普及啓発を図る。	健康推進課	

リスクシナリオ		
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能のまひ		
	現在の取組・施策	脆弱性評価
172	<p>＜保健医療の連携体制＞</p> <p>災害時発生時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の体制や関係機関との連携体制強化のため研修等を実施している。</p>	災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行うなどにより、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする必要がある。また、派遣調整等を行う人材である災害医療コーディネーターを養成していく必要がある。
173	<p>＜応急手当等の普及啓発＞</p> <p>災害発生時に地域の相互扶助による応急手当等を普及啓発するため、消防機関等において救命講習を実施している。</p>	相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていく必要がある。
174	<p>＜医療機関における水源の確保＞</p> <p>災害発生時に人工透析等の医療提供体制を確保するため、医療機関における業務継続計画の策定を進めるなど医療機関の体制の強化を図っている。</p>	人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築していく必要がある。
175	<p>＜広域搬送の体制の確保＞</p> <p>災害発生時に多数の傷病者が発生し、被災地域内での治療が困難な状況に陥った場合に、傷病者を被災地域外の医療施設まで航空機で搬送するため、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、ＳＣＵ（航空搬送拠点臨時医療施設）を設置することとして、資機材を整備している。</p>	多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する必要がある。
【避難者の健康対策】		
176	<p>＜避難所外避難者の対策＞</p> <p>災害発時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。</p> <p>また、保健医療調整本部の体制強化を図り、関係機関との連携体制強化を図るため研修等を実施している。</p>	車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する必要がある。
177	<p>＜長期間にわたる避難生活対策＞</p> <p>災害発時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。</p> <p>また、保健医療調整本部の体制強化を図り、関係機関との連携体制強化を図るため研修等を実施している。</p>	主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞性（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	引き続き、保健医療調整本部の体制の強化及び関係機関との連携体制強化のために研修等を実施するとともに、災害発生時におけるコーディネート機能を担う体制を構築するため、災害医療コーディネーターの養成を図っていく。	防災管理課	
	引き続き、応急手当等の普及啓発のため、消防機関等が実施している救命講習への受講を促していく。	総務課（消防）	
	人工透析等の医療提供体制を確保するため、医療機関の水源について、地下水活用など水源の多重化について促していく。	医事課 健康推進課 管理課	
	広域医療搬送を円滑に実施するため、引き続き、広域医療搬送の体制を構築するとともに、広域医療搬送を想定した訓練等を実施する。	医事課 管理課	
	引き続き、災害時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の体制や連携体制強化のため研修等を実施する。	健康推進課	
	災害発生時の中長期的なケア・健康管理を含めた災害時の保健医療活動を実施する体制を強化するため、引き続き、研修等の実施より保健医療調整本部の体制の強化及び関係機関との連携の強化を行うと共に広域支援の受け入れ体制についても整備を進める。	健康推進課	

リスクシナリオ			
現在の取組・施策		脆弱性評価	
【要配慮者への支援等】			
178	<要配慮者等への支援> 災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、災害福祉支援チーム（D C A T）の派遣体制を構築を図るとともに、避難所等における要配慮者支援の重要性等について、研修や会議を通じ啓発している。		災害発生時における要配慮者への支援については、受入医療機関との調整や避難所運営における配慮を要することから、福祉ニーズに対応できるチームを編成する必要がある。
179	<男女のニーズの違いに配慮した支援> 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制をつくるため、「安心避難所づくり」ハンドブックを作成し、誰もが安心して過ごすことのできる避難所づくりのための研修会の開催等をしている。		避難所等では、生活環境が変化し、性別により役割分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、引き続き、男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必要がある。
180	<心のケア体制の確保> 何らかの要因により、心理的ストレスを抱えている方のために、精神保健福祉センター、保健所、精神科病院等の支援体制の中で、こころのケア支援を行っている。		災害発生時においては、心理的ストレスを抱える方が増加することが予想されることから、被災者に対するきめ細かな心のケアを行うためにも、引き続き人材の育成や関係機関のネットワークを強化する必要がある。
181	<児童生徒の心のサポート> 被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、スクールカウンセラーの派遣等を行っている。		スクールカウンセラーの確保が課題となっていることから、災害発時の迅速な対応や複数の学校への派遣など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、計画的な拡充を進める必要がある。
182	<外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化> 外国人観光客が安心できる受入環境を整備するため、外国語による情報発信、交通機関や宿泊・観光施設でのW i – F i 利用環境の充実、案内表記の多言語化・記号化、外国語対応を推進し、災害発生時において自力で情報収集、避難ができる体制を整えている	再掲	依然として、宿泊施設や交通機関で、外国人観光客のための外国語表記やW i – F i 利用環境が不十分なところがあるため、それらの整備を推進するとともに、外国人観光客向けの外国語による情報発信を充実する必要がある。
【道路施設の防災対策】			
183	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時における要配慮者の支援体制の構築に向けて、福祉支援チーム（D C A T）の養成等を計画的に推進していく。	介護福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康推進課	
	災害発生時には、女性が様々な不安や悩みを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、男女共同参画センターを中心として、相談窓口や女性に対する暴力等の予防方法の周知を行うなど、男女共同参画センターの災害発生時の役割を明確にするとともに、平時から地域防災力の推進拠点として位置づけを明確にし、活動を展開する。	防災管理課	
	災害発生時には、D P A T（災害派遣精神医療チーム）との役割分担を踏まえたこころのケア実施の支援体制等が必要となることから、役割分担を踏まえた連携体制を構築する。	健康推進課	
	被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。	子育て支援課 教育総務課 学校教育課	
	外国人観光客が安心して本市を旅行できるようにするため、県が管理する観光施設のW i – F i 利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うW i – F i 利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。	産業観光課 国際交流課	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	青森県 土木課	

リスクシナリオ			
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能のまひ			
現在の取組・施策		脆弱性評価	
184	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
185	<市管理農道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
186	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
	市管理の農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	青森県 農政課	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	土木課 農政課	

事前に備えるべき目標		(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	
リスクシナリオ 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生			
現在の取組・施策		脆弱性評価	
【感染症対策】			
187	<避難所における衛生環境の維持> 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、暖房等が必要であり、避難所運営に必要な資機材の不足に備え、災害の広域応援協定や民間事業者等との協定締結により、流通備蓄を進めている。		避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、暖房等の物資等について、スーパー、メーカー、リース会社等と協定を締結しており、引き続き協力・連携する体制を構築する必要がある。
188	<感染症への意識向上及び対応策の整備> 災害発生時における感染症の発生時に迅速な対応ができるよう、平時から、対応マニュアルを策定するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施している。		災害発生時における避難所等での感染症対策に係る普及啓発等については、これまで行われていないことから、今後、災害発生時に起こりうる感染症について各種研修及び訓練等を実施する必要がある。
189	<予防接種の促進> 災害発時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう、普及啓発を行っている。		予防接種率の低下は、災害発時に感染症の発生やまん延する可能性が高いことから、平時から予防接種をするよう普及啓発を図るとともに未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。
【下水道施設の機能確保】			
190	<下水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な耐震化や改築更新を実施している。		下水道施設のストックマネジメント計画を策定の上、耐震化や管渠施設を含めた老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。
191	<農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時においても、農村・漁村地域における公衆衛生を確保するため、農業集落排水施設の耐震化や老朽化対策の計画的な実施に向けて、最適整備構想の策定を推進している。		最適整備構想を策定の上、農業集落排水施設の耐震化や管渠施設を含めた老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。
192	<下水道事業の業務継続計画の策定> 災害発生時の汚水処理機能の維持又は被災した場合の速やかな回復のため、連絡体制や非常時対応計画を定めた簡易な業務継続計画（BCP）を策定している。		災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、優先業務の選定や管渠の被害想定等の必要な事項を網羅した業務継続計画（BCP）を策定する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 被災地における疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、避難所における良好な生活環境の確保や平時からの予防接種促進及び感染症対策への啓発、下水道施設等の耐震化・老朽化対策等を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資の調達に関する協定の締結を推進するとともに、県内全市町村や他都道府県からの応援体制を強化する必要がある。 また、市備蓄目標、役割分担等、災害備蓄の在り方について検討し、推進する。	防災管理課	
	国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようするために、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を実施する。	健康推進課	
	予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者の個別接種勧奨を行うよう指導する。	健康推進課	
○ 災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、下水道施設についてストックマネジメント計画を策定する。			
○	最適整備構想に基づき、計画的かつ効率的に農業集落排水施設の耐震化や老朽化対策等を推進する。	下水道課	
	災害発時における汚水処理機能の維持と被災施設の速やかな回復が図られるよう、下水道施設の業務継続計画（BCP）の内容を見直すとともに、勉強会の開催や助言等を行う。	下水道課	

事前に備えるべき目標 ③ 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること			
リスクシナリオ			
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下			
現在の取組・施策		脆弱性評価	
【災害対応庁舎等における機能の確保】			
193	<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 市有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設等に関する基本方針（三沢市公共施設等総合管理計画）に基づき、施設の更新・統廃合や耐震化・長寿命化などの取組を進めている。	再掲	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・統廃合や耐震化・長寿命化などを計画的に行う必要がある。
194	<市町村庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎について、地震に対する対策を行っている	再掲	有事の際に防災拠点となる公共施設等の耐震化について、地域防災計画で想定している地震に耐えることが出来るよう、進める必要がある。
195	<行政施設の非常用電源の整備> 庁舎及び各関係庁舎において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。		災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】			
196	<県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）を整備している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	再掲	県、市、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。
197	<行政情報通信基盤の耐災害性の強化> 行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、全庁 L A N 等の行政情報システム機器を設置しているサーバ室の非常用電源を整備している。		災害発時の業務の継続の確保に向けて、行政情報システム機器等の適切な維持管理等を実施していく必要がある。
198	<行政情報の災害対策> 災害発生等による行政データの毀損等を防止するため、遠隔地バックアップも含めた庁内情報システムの全体最適化の検討を進める。		庁内情報システムの最適化について検討の上、必要な対策を実施するとともに、市町村における情報システムのクラウド化を検討する。
【行政機関の業務継続計画の策定】			
199	<業務継続計画の策定> 災害発生時に利用できる人、物、情報等に制約がある状況において、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた「業務継続計画」を策定している。		業務継続計画の内容を職員に周知徹底し、災害発時に優先的に実施すべき業務が迅速に実施できる体制を構築しておく必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】			
行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、行政庁舎や公共建築物・インフラ施設等の耐震化・老朽化対策、行政情報通信基盤の耐災害性の強化、行政機関の業務継続計画の策定・見直しを行うとともに、市内・市外との広域連携体制の構築等を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	個別施設計画等の策定を進めるとともに、施設の維持管理の適正化等に留意し、計画的に施設の更新、統廃合や耐震化・長寿命化等の取組を推進する。	財政課 各施設管理課	
	庁舎等の耐震化・長寿命化を進めるとともに、国の財政支援制度等の活用も図りながら、消防庁舎等の耐震化等を進める。	防災管理課	
	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。	管財課 総務課（消防） 各施設管理課	
	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	防災管理課	防災情報システム訓練回数 1回【H27年度】→12回【R1年度】
	災害・事故等発生時の業務継続確保を図るため、引き続き行政情報システム機器等の適切な維持管理等を実施する。	管財課 情報システム課	
	災害・事故等発生時の行政情報の保全を図るため、引き続き府内情報システムの最適化について検討の上、必要な対策を実施する。	情報システム課	
	防災訓練等を通じて、災害発生時に優先すべき業務を確実に実施できるよう、各部局・課毎の業務継続計画の見直しを行っていく。	防災管理課	

リスクシナリオ			
現在の取組・施策		脆弱性評価	
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下			
200	<p>【災害対策本部等機能の強化】</p> <p><災害対策本部機能の強化></p> <p>大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講ずるために設置する災害対策本部について、防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。</p> <p>また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的に図上訓練を実施している。</p>	再掲	災害に関する情報の収集、災害応急対策の方針、防災関係機関との連絡調整等の災害発生時の応急対策において重要な役割を果たす災害対策本部について、統制機能や支部の役割等の災害対策本部機能を検証し、強化・充実する必要がある。
201	<p>【受援・連携体制の構築】</p> <p><県内市町村の広域連携体制の構築></p> <p>災害発生時に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県内全市町村による「大規模災害発生時の青森県市町村相互応援に関する協定」を締結している。</p>		県内においては、市町村相互応援協定に基づく相互応援を実施したことがないため、連携体制等を強化・充実する必要がある。
202	<p><災害応援の受入体制の構築></p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入態勢の構築を図っている。</p>	再掲	<p>災害発生時に迅速かつ速やかに他自治体や防災関係機関等の応援を受け入れができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続き等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。</p> <p>特に、近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等、国や関係機関など全国からの受入れが必要であり、配慮する必要がある。</p>
203	<p>【防災訓練の推進】</p> <p><総合防災訓練の実施></p> <p>大規模災害発時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・警察・海上保安庁・自衛隊等の防災関係機関が一同に会した防災訓練を実施している。</p>	再掲	他市町村における近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。
204	<p><図上訓練の実施></p> <p>災害対策本部の運営、防災関係機関との連携強化や各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を実施している。</p>	再掲	職員の異動等へ対応し、職員のスキルの維持、向上を図るとともに、防災関係機関との顔の見える関係を構築するため、継続的に訓練を実施する必要がある。

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	<p>災害発生時に効率的な本部運営を行うため、災害対策本部の体制、機能、配置等を検証し、在り方を検討のうえ、災害対策本部の強化・充実を図る。</p> <p>また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、引き続き定期的に訓練を実施する。</p>	防災管理課	
	<p>市町村相互応援協定を踏まえ、県内の市町村間の相互応援の内容及び調整機能について検討のうえ、連携体制を強化・充実する。</p>	防災管理課	
	<p>引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体や防災関係機関等の応援を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。</p> <p>また、緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。</p>	総務課（市役所） 防災管理課	
	<p>大規模災害発時の応急体制の更なる充実に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。</p>	防災管理課	
	<p>災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営できるよう、また、防災関係機関と連携し適切な応急対策が実施できるよう、引き続き定期的に図上訓練を実施する。</p>	防災管理課	

事前に備えるべき目標 ③ 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること			
リスクシナリオ 3-2 電力供給停止等による情報通信のまひ・長期停止			
現在の取組・施策		脆弱性評価	
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】			
205	<電気通信事業者・放送事業者の災害対策> 電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。		災害発時において通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
206	<県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）を整備している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	再掲	県、市、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。
207	<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・警察・海上保安庁・自衛隊等の防災関係機関が一同に会した防災訓練を実施している。	再掲	他市町村における近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。
【電力の供給停止対策】			
208	<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。		災害発時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
209	<行政施設の非常用電源の整備> 庁舎及び各関係庁舎において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	再掲	災害発時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発を防ぐため、信号機の電源対策や交通整理人員の確保等を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資器材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気通信事業者・放送事業者との連携を強化する。	防災管理課	
	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	防災管理課	防災情報システム訓練回数 1回【H27年度】→12回【R1年度】
	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	防災管理課	
	災害発時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	防災管理課	
	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。	管財課 総務課（消防） 各施設管理課	

事前に備えるべき目標 ④ 経済活動を機能不全に陥らせないこと		
リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞		
現在の取組・施策		脆弱性評価
【企業における業務継続体制の強化】		
210	<企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業者等の経済活動の停滞を回避するため、中小企業者等の業務継続計画（B C P）の策定を促進している。	経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画（B C P）の策定を促進しているが、策定していない企業に対し、引き続き、商工関係団体等と連携し、B C Pの必要性について普及啓発していく必要がある。
【農林水産物の移出・流通対策】		
211	<農林水産物の移出・流通対策> 災害発生時においても、農林水産物の集出荷体制を確保するため、農林水産業施設の整備や、県内外の物流・販売関係者と信頼関係の構築を図っている。	災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の出荷ができなくなることを防ぐため、引き続き、農林水産業施設の整備を進めていくとともに、リスク分散の観点から、さまざまな物流・販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。
【物流機能の維持・確保】		
212	<災害発生時の物流機能の確保> 災害発生時における救援物資等の輸送、受け入れ、仕分け及び保管等の物流機能確保のため、関係団体との協定を締結している。	災害発生時の物流に関する手順等が定められておらず、災害発生時に物流が十分機能できない可能性があるため、物流を担う団体との災害発生時の協力体制を強化する必要がある。
213	<輸送ルートの代替性の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、航路運行事業者・航空会社等と情報共有を図る。	災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図る必要がある。
【被災企業の金融支援】		
214	<被災企業への金融支援等> 罹災企業の経営支援のため、特別な支援策を設けている。	罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、迅速な対応が必要であることから、相談体制を構築する必要がある。
【人材育成を通じた産業の体質強化】		
215	<人材育成を通じた産業の体質強化> 災害発生により被災した場合でも、早期に回復できる産業の体質強化のため、生産・製造技術やものづくり先進技術等の習得をテーマに経営者層や管理者に対し実践的な研修等を行い、経営基盤の維持・向上を図っている。	迅速な経済活動の再開のためには、リーダーシップを發揮する人材が不可欠であることから、引き続き企業の人材育成を強化する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の維持・確保等を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	中小企業者等における業務継続計画（B C P）策定がより一層促進されるように支援を実施する。	産業観光課	
	農林水産物の集出荷体制を確保するため、計画的に農林水産業施設の整備を進めるとともに、県内外の様々な物流・販売関係者との強固な信頼関係の構築を図る。	農政課 水産振興課	
	災害発生時において各種協定に基づく物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体との連携を図りながら、課題を整理の上、手順の策定や訓練等を実施する。	防災管理課	
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう航路運航事業者及び航空会社等と一層の情報共有を図っていく。	国 青森県 政策調整課 民間事業者	
	罹災した企業が早急に事業が再開できるよう、相談体制の周知を図る。	産業観光課	
	迅速な経済活動の再開に必要なリーダーシップを發揮する人材の育成を図るため、経営者層や管理者に対しものづくり経営者育成実践研修を実施する。	産業観光課	

リスクシナリオ			
4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞			
現在の取組・施策		脆弱性評価	
【道路施設の防災対策】			
216	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
217	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
218	<市管理農道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
219	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】			
220	<青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備> 県が所有する青い森鉄道線の鉄道施設について、鉄道輸送の安全を確保するため、安全管理規程により、事業の運営の方針や管理の体制、方法などを定めている。	再掲	災害発時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化など耐災害性をより一層確保する必要がある。
【港湾・漁港の防災対策】			
221	<漁港施設の耐震・耐津波強化> 当市の基幹産業である水産業は、重要な役割を担っていることから、岸壁等の機能保全対策を行っている。	再掲	漁港施設の老朽化が進んでいることから、県と協議を重ねながら、対策を行う必要がある。
【空港の防災対策】			
222	<空港の業務継続体制の維持・確保等> 自然災害等の発生時に、速やかに空港の運用を再開するため、空港運営に携わるエアラインやターミナルビル管理者等関係者の役割を明確化し、復旧体制等を取り決め、共有している。 空路による輸送を確保するため、回転翼機等の空港利用に関する運用体制を取り決めている。	再掲	大規模災害が発生した場合でも速やかに空港が運用再開できるよう、空港施設の点検や補修方法などをあらかじめ定めておく必要がある。 また、大規模災害発生時には空港内での滞留が長引く場合、飲料や食料等のストック不足が懸念されることから、予め備蓄する必要がある。 空港利用に係る取り決めについては、実効性を検証していく必要がある。

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	青森県 土木課	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
	市管理の農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	青森県 農政課	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	土木課 農政課	
	平時における大量の貨物輸送に対応した鉄道施設の耐震化等について、輸送事業者の適切な負担の下に、計画的に対策を実施する。	青森県 政策調整課 都市整備課 民間事業者	
○	施設の長寿命化を図るため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施する。	青森県	
	大規模災害発生時に想定される被災箇所について、国等関係機関と協議し、点検や補修方法等を検討する。	国 青森県 政策調整課 民間事業者	

事前に備えるべき目標 ④ 経済活動を機能不全に陥らせないこと			
リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止			
現在の取組・施策		脆弱性評価	
【エネルギー供給体制の強化】			
223	<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	再掲	災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
224	<石油元売会社からの供給確保> 大規模災害発生時の病院等重要施設への石油燃料供給対策として、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油元売会社で構成する石油連盟との供給体制を整備している。		災害発生時には石油元売り会社の大型タンクローリーが直接重要施設に供給することから、重要施設の設備等の情報を正確に共有しておく必要がある。
225	<石油燃料供給の確保> 災害発生時には石油燃料の調達及び供給に支障を来すおそれがあるため、生活の維持や業務継続が求められる病院や避難所等重要施設や緊急車両に対し、災害発生時に安定的な調達・供給ができるよう、関係機関と安定供給に関する協定を締結している。	再掲	災害発生においては関係機関との協定が有効に機能することが必要であることから、引き続き、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。
【企業における業務継続体制の強化】			
226	<企業の業務継続計画作成の促進> 災害発時における中小企業者等の経済活動の停滞を回避するため、中小企業者等の業務継続計画（B C P）の策定を促進している。	再掲	経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画（B C P）の策定を促進しているが、策定していない企業に対し、引き続き、商工関係団体等と連携し、B C Pの必要性について普及啓発していく必要がある。
【道路施設の防災対策】			
227	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	災害発時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
228	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
229	<市管理農道の機能保全・老朽化対策> 災害発時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策の強化や石油燃料供給を確保するとともに、企業における業務継続体制の強化等を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	防災管理課	
	大規模災害発生時に円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、定期的に石油連盟と情報交換等を実施する。	防災管理課	
	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、関係機関の情報を更新するとともに定期的に訓練を実施する。	防災管理課	協定締結件数 35 件 (令和2年度現在)
	中小企業者等における業務継続計画（B C P）策定がより一層促進されるように支援を実施する。	産業観光課	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	青森県 土木課	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
	市管理の農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	青森県 農政課	

リスクシナリオ			
4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止		脆弱性評価	
230	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標④ 経済活動を機能不全に陥らせないこと
リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	土木課 農政課	

事前に備えるべき目標 ④ 経済活動を機能不全に陥らせないこと			
リスクシナリオ 4-3 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止			
	現在の取組・施策		脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
231	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
232	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
233	<市管理農道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
234	<幹線街路の整備> 市街地における災害発時の避難路の確保や延焼を防止するため、幹線街路の整備を推進している。	再掲	市街地での災害発時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、引き続き、幹線街路の整備を推進する必要がある。
235	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】			
236	<青い森鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備> 青い森鉄道線の鉄道施設について、鉄道輸送の安全を確保するため、安全管理規程により、事業の運営の方針や管理の体制、方法などを定めている。		災害発時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化など耐災害性をより一層確保する必要がある。
【港湾・漁港の防災対策】			
237	<漁港施設の耐震・耐津波強化> 当市の基幹産業である水産業は、重要な役割を担っていることから、岸壁等の機能保全対策を行っている。	再掲	漁港施設の老朽化が進んでいることから、県と協議を重ねながら、対策を行う必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策や港湾・漁港施設の防災対策の強化を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	青森県 土木課	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
	市管理の農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	青森県 農政課	
	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止を図るため、国の交付金等を活用し、幹線街路の整備を実施する。	都市整備課 土木課	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	土木課 農政課	
	平時における大量の貨物輸送に対応した鉄道施設の耐震化等について、輸送事業者の適切な負担の下に、計画的に対策を実施する。	青森県 政策調整課 民間事業者	
○	施設の長寿命化を図るため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施する。	青森県	

リスクシナリオ		
現在の取組・施策		脆弱性評価
【空港の防災対策】		
238	<空港の業務継続体制の維持・確保等> 自然災害等の発生時に、速やかに空港の運用を再開するため、空港運営に携わるエアラインやターミナルビル管理者等関係者の役割を明確化し、復旧体制等を取り決め、共有している。 空路による輸送を確保するため、回転翼機等の空港利用に関する運用体制を取り決めている。	再開 大規模災害が発生した場合でも速やかに空港が運用再開できるよう、空港施設の点検や補修方法などをあらかじめ定めておく必要がある。 また、大規模災害発生時には空港内の滞留が長引く場合、飲料や食料等のストック不足が懸念されることから、予め備蓄する必要がある。 空港利用に係る取り決めについては、実効性を検証していく必要がある。
239	<空港施設の機能維持・老朽化対策> 災害発生時における航空ネットワークの維持・確保のため、空港施設の計画的で効率的な維持管理及び施設更新を進めている。	空港施設の老朽化対策として維持管理・更新計画は既に策定済みであり、引き続き計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

事前に備えるべき目標 ④ 経済活動を機能不全に陥らせないこと
リスクシナリオ 4-3 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	大規模災害発生時に想定される被災箇所について、国等関係機関と協議し、点検や補修方法等を検討する。	国 青森県 政策調整課 民間事業者	
	災害発生時における航空ネットワークの維持・確保のため、引き続き維持管理及び施設更新を計画的に進める。	国 青森県 政策調整課 民間事業者	

事前に備えるべき目標		(4) 経済活動を機能不全に陥らせないこと			
リスクシナリオ					
4-4 食料等の安定供給の停滞					
現在の取組・施策		脆弱性評価			
【被災農林漁業者の金融支援】					
240	<被災農林漁業者への金融支援> 災害により被害を受けた農林漁業者の経営の維持・安定を図るため、施設の復旧や再生産に要する経費を使途として融資する天災資金について、利子補給を行い、被害農林漁業者の金利負担を軽減している。		被災農林漁業者が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続きの迅速化を図る必要がある。		
【食料流通機能の維持・確保】					
241	<食料市場の早期復旧体制の構築> 生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、地方卸売市場に対する助言・指導を行っている。		災害発生後においても、速やかに市場が開設されるよう、平時から、地方卸売市場と連携し、市場再開に向けた体制を構築する必要がある。		
242	<災害発生における適正価格の維持> 食料品をはじめとした生活関連物資について、売り惜しみ等による価格の高騰等を抑止し、適正な価格での供給を維持するため、関係法令に基づく所要の措置を執るのに必要な、小売業者等の店頭での小売価格の調査を実施する体制を整備している。		災害発生時には物資が不足し、価格が上昇しやすい傾向にあり、生活関連物資の適正かつ公平な供給ができなくなるおそれがあることから、適正な価格の維持のため、あらかじめ災害発生における調査体制を構築する必要がある。		
【県産食料品の生産・供給体制の強化】					
243	<食料生産体制の強化> きれいな水と豊かな土からなる優良な農地等を生かして、生産から販売までを一体的に取り組む「攻めの農林水産業」を展開している。		本県では米・野菜・果実・畜産物・水産物をバランスよく産出しており、食料自給率は、平成26年度の概算値で全国第4位の123%となっている。 農業・畜産業については、災害発生においても農畜産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。 水産業については、漁獲量が減少傾向にある。		
244	<多様なニーズに対応した農産物づくり> 生産から販売までを一体的に取り組む「攻めの農林水産業」の一環として、安全・安心で、多様な需要に対応する農作物づくりを図るため、加工食品の生産拡大、農作物の新たな品種やそれを育てる新たな技術の開発を行っている。		消費者等のニーズが多様化していること等を踏まえ、これに対応した安全・安心な農林水産物や加工食品を安定して供給するため、ニーズに即した品種の育成や加工食品の生産拡大をさらに推進していく必要がある。		
245	<県産食料品の供給を支える人づくり> 安全・安心な農林水産物や加工食品を今後とも供給していくため、農林水産業及び食品加工業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取組を実施している。		安全・安心な農林水産物や加工食品を安定供給するためには、後継者等の農林水産業及び食品加工業従事者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成及び労働力確保の必要がある。		

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 食料等の安定供給の停滞を防ぐため、自給食料の確保に向けて、平時から食料品の生産・供給体制の強化等を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	被災農林漁業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続きが速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。	農政課 水産振興課	
	災害発生時等においても業務を確実に継続できる体制を検討するとともに、被災者等への食品の確保・提供のための機能の充実を図る。	農政課 水産振興課	
	災害発生時において、法令等に基づく所要の措置をとるのに必要な小売業者等の調査の迅速な実施に向けた体制を構築する。	青森県	
	農林水産業の成長産業化に向けて、引き続き「攻めの農林水産業」を推進していく。 農業・畜産業については、生産体制の強化に向けて、生産基盤の強化等の必要な対策を実施する。 水産業については、水産物の安定供給のため、資源管理型漁業、つくり育てる漁業を、より一層推進する。	農政課 水産振興課 青森県	
	多様なニーズに対応した農林水産物や加工食品の安定供給に向けて、新たな品種や育成技術を開発するとともに、加工食品にあっては、その生産拡大に必要な加工機器の有効利用を図る。	農政課	
	農林水産業を維持・発展させ、農林水産物や加工食品を安定して供給するため、農林漁業者、食品加工業者の後継者の育成や、労働力確保に向けた取組を実施する。	農政課 水産振興課 産業観光課	

リスクシナリオ 4-4 食料等の安定供給の停滞		
	現在の取組・施策	脆弱性評価
246	<食料品製造業者の供給体制強化> 供給体制強化のため、食料品製造事業者を対象に、工場診断や生産性向上への支援を行うとともに、人材育成に対する取組を行っている。	災害発生時においても県産食料品が供給されるよう、引き続き、生産工場の診断や、今後の生産性の向上を担う人材の育成を行う必要がある。
247	<農業・水産施設の長寿命化> 農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、施設の長寿命化計画を策定するよう技術的な支援等を実施している。 安心・安全な水産物を安定供給するため、漁港施設の老朽化対策を行っている。	まだ長寿命化計画を策定していない施設があることから、取組を促進していく必要がある。 老朽化対策が講じられていない施設があることから、県と協議を重ね、老朽化対策を実施する必要がある。

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	供給体制を強化するため、生産性向上への支援を行うとともに、ものづくり基盤技術人材育成実習や研修等受講に要する費用の一部助成により人材の育成を図る。	青森県 産業観光課	
	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、施設ごとの計画を策定し、長寿命化を図るよう技術的な支援等を実施する。 老朽化した漁港施設の機能保全に向けて、県と協議し計画的に老朽化対策を実施する。	青森県	

事前に備えるべき目標		⑤ 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ					
5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止					
現在の取組・施策		脆弱性評価			
【エネルギー供給体制の強化】					
248	<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	再掲	災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。		
249	<企業の業務継続計画作成の促進> 災害発生時における中小企業者等の経済活動の停滞を回避するため、中小企業者等の業務継続計画（BCP）の策定を促進している。	再掲	経済活動が停滞するよう、中小企業等の業務継続計画（BCP）の策定を促進しているが、策定していない企業に対し、引き続き、商工関係団体等と連携し、BCPの必要性について普及啓発していく必要がある。		
250	<石油燃料供給の確保> 災害発生時には石油燃料の調達及び供給に支障を来すおそれがあるため、生活の維持や業務継続が求められる病院や避難所等重要施設や緊急車両に対し、災害発生時に安定的な調達・供給ができるよう、関係機関と安定供給に関する協定を締結している。	再掲	災害発生時においては関係機関との協定が有効に機能することが必要であることから、引き続き、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。		
【再生可能エネルギーの導入促進】					
251	<再生可能エネルギーの導入> 再生可能エネルギーなどの地域エネルギー資源が豊富にあり、これらの最大限の活用及び自立分散型のスマートコミュニティの形成のため、地域のエネルギー資源を地域が主体となって活用する新たなシステムづくりに取り組んでいる。		災害発生時等において必要なエネルギーが自給できるよう、地域のエネルギー資源を地域が主体となって活用する新たなシステムづくりに取り組んでいるが、未だその形成には至っていないため、引き続き取組を継続する必要がある。		
【道路施設の防災対策】					
252	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	災害発時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。		
253	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。		
254	<市管理農道の機能保全・老朽化対策> 災害発時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。		

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	防災管理課	
	中小企業者等における業務継続計画（B C P）策定がより一層促進されるように支援を実施する。	産業観光課	
	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、関係機関の情報を更新とともに定期的に訓練を実施する。	防災管理課	協定締結件数 35 件 (令和2年度現在)
	災害発生時等において必要なエネルギーを自給するため、地域のエネルギー資源を地域が主体となって活用する新たなシステムづくりを推進する。	産業観光課	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	青森県 土木課	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
	市管理の農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	青森県 農政課	

リスクシナリオ			
5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止		脆弱性評価	
255	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 ⑤ 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	土木課 農政課	

事前に備えるべき目標		⑤ 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	
リスクシナリオ 5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止			
現在の取組・施策		脆弱性評価	
【水道施設の防災対策】			
256	<水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に進めている。	再掲	将来の人口の減少を踏まえた経営の効率化やアセットマネジメント（長期的資産管理）を活用した水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。
257	<水道施設の応急対策> 災害発生時に水道施設が損壊した場合、速やかに給水が可能となるよう、応急復旧のための体制を整えるとともに、修繕資機材の整備を図っている。	再掲	災害により水道施設が損壊した場合、できるだけ速やかに給水を再開できるよう、引き続き、修繕資機材の整備を図る必要がある。
258	<水道事業者の業務継続計画の策定> 災害発生時でも上水道供給業務が継続できるよう、業務継続計画（B C P）の策定を検討している。		災害発生時でも上水道供給業務が継続できるよう、業務継続計画（B C P）を策定する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 上水道等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や、業務継続計画の策定など早期復旧のための体制の整備を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時における給水機能の確保に向けて、水道事業の広域連携等による経営の効率化やアセットマネジメント（長期的資産管理）を活用し施策を推進していく。	水道課	水道管の耐震化率 配水施設の耐震化率
	災害により水道施設が損壊しても迅速に給水が再開できるよう、引き続き、必要に応じ、応急復旧のための体制の見直し及び修繕資機材の更新を図る。	水道課	
	災害発生時においても上水道供給が可能となるよう、業務継続計画（B C P）を策定する。	水道課	

事前に備えるべき目標		⑤ 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ					
5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止					
現在の取組・施策		脆弱性評価			
【下水道施設の機能確保】					
259	<下水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な耐震化や改築更新を実施している。	再掲	下水道施設のストックマネジメント計画を策定の上、耐震化や管渠施設を含めた老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。		
260	<農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時においても、農村・漁村地域における公衆衛生を確保するため、農業集落排水施設の耐震化や老朽化対策の計画的な実施に向けて、最適整備構想の策定を推進している。	再掲	最適整備構想を策定の上、農業集落排水施設の耐震化や管渠施設を含めた老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。		
261	<下水道事業の業務継続計画の策定> 災害発生時の汚水処理機能の維持又は被災した場合の速やかな回復のため、連絡体制や非常時対応計画を定めた簡易な業務継続計画（BCP）を策定している。	再掲	災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、優先業務の選定や管渠の被害想定等の必要な事項を網羅した業務継続計画（BCP）を策定する必要がある。		
262	<農業集落排水施設等の耐災害性の確保> 農業集落排水施設の耐災害性の向上を図るため、非常用電源装置の設置等を促進している。		農業集落排水施設の汚水処理施設については、災害発生時の停電による冠水を防止するための非常用電源装置が設置されていない施設があることから、設置又は整備する必要がある。		
263	<避難所等におけるトイレ機能の確保> 災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、仮設トイレ等の確保に努めている。		災害発生時の対応としては避難所等に設置されている既設のトイレの活用が中心となっていることから、汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持できるよう、既設のトイレ以外に必要となるトイレの数量及び種類（仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等）、調達方法を予め定めておく必要がある。		
【合併処理浄化槽への転換の促進】					
264	<合併処理浄化槽への転換の促進> 老朽化した単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を促進する。		依然として多くの単独処理浄化槽が残っていることから、災害発生時に備え、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。		

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設等の耐震化・老朽化対策や早期復旧のための体制を整備するとともに、避難所等におけるトイレ機能の確保等を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、下水道施設についてストックマネジメント計画を策定する。	下水道課	
○	最適整備構想に基づき、計画的かつ効率的に農業集落排水施設の耐震化や老朽化対策等を推進する。	下水道課	
	災害発時における汚水処理機能の維持と被災施設の速やかな回復が図られるよう、下水道施設の業務継続計画（BCP）の内容を見直すとともに、勉強会の開催や助言等を行う。	下水道課	
	災害発時における農業集落排水施設・漁業集落排水施設の污水の流下機能及び消毒機能の確保に向けて、非常用電源装置や固体塩素剤の添加装置の設置を行う。	下水道課	
	災害発時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレの調達について、民間事業者との協力体制を構築するとともに、家庭における携帯トイレの備蓄についての普及啓発を図る。	下水道課	
	単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を促進するため、国の循環型社会交付金等を活用することにより、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、単独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。	青森県 環境衛生課	

事前に備えるべき目標		⑤ 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	
リスクシナリオ			
5-4 地域交通ネットワークが分断する事態			
現在の取組・施策		脆弱性評価	
【道路施設の防災対策】			
265	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
266	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
267	<市管理農道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
268	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】			
269	<青い森鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備> 青い森鉄道線の鉄道施設について、鉄道輸送の安全を確保するため、安全管理規程により、事業の運営の方針や管理の体制、方法などを定めている。	再掲	災害発時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化など耐災害性をより一層確保する必要がある。
【路線バスの運行体制・離島航路の運航体制の維持】			
270	<路線バスの運行体制の維持> 災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図っているほか、路線維持を図るために、運行欠損・車両購入に対する補助を行っている。		災害発時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制が構築されていないことから、対応を検討していく必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策を推進するとともに、バス路線の維持を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	青森県 土木課	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
	市管理の農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	青森県 農政課	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	土木課 農政課	
	平時における大量の貨物輸送に対応した鉄道施設の耐震化等について、輸送事業者の適切な負担の下に、計画的に対策を実施する。	青森県 政策調整課 民間事業者	
	引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス路線維持に係る補助を実施するほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構に向けて対応を検討していく。	青森県 政策調整課 民間事業者	

事前に備えるべき目標 ⑥ 重大な二次災害を発生させないこと		
リスクシナリオ 6-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生		
現在の取組・施策		脆弱性評価
【ため池等の防災対策】		
271	<ため池の防災対策> 将来にわたるため池の機能発揮に向けて、長寿命化計画の策定を推進している。	再掲 市及び土地改良区が管理するため池については、長寿命化計画の策定が進んでいないことから、計画策定に向けた支援等を継続していく必要がある。
272	<ため池ハザードマップの作成> 下流に人家や公共施設等があり、規模の大きいため池について、災害等により決壊した場合の人命の安全を確保するためハザードマップの整備をする。	下流に人家や公共施設等があり、ため池が決壊した場合、人命に関わるため池があることから、ハザードマップの作成を進めているが、作成していないため池もあることから、その作成を推進する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】			
ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、ため池・調整池施設や砂防関係施設の老朽化対策等の推進を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	市及び土地改良区が管理するため池に係る長寿命化計画の策定に向けて、引き続き技術的な支援等を実施する。	青森県 農政課	
	ため池が決壊した場合の下流域の安全を確保するため、該当するため池のハザードマップの作成する。	農政課	

事前に備えるべき目標		⑥ 重大な二次災害を発生させないこと
リスクシナリオ		
6-2 有害物質の大規模拡散・流出		
現在の取組・施策		脆弱性評価
【有害物質の流出・拡散防止対策】		
273	<p>＜有害物質の流出・拡散防止対策＞</p> <p>災害発生に伴う危険物や毒劇物の流出・拡散を防止するために、消防本部では、事業者の施設管理、保管等を関係法令等に基づいて指導している。</p> <p>消防本部に対し、法令改正や技術基準等の必要な情報提供等を行うことにより、流出・拡散等の防止を図っている。</p> <p>毒物・劇物の流失防止のため、毒物劇物取り扱い施設に対し保管・管理・使用等について監視指導を行っている。</p> <p>毒物劇物農薬について、破損、漏れ等を生じないよう適切な処置をとられているか確認するため、農薬販売者に対し立入検査を行っている。</p>	<p>災害発生時においても、危険物・毒劇物の流出拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や、流出防止対策の実施等について指導等を行っていく必要がある。</p>
274	<p>＜公共用水域等への有害物質の流出・拡散防止対策＞</p> <p>公共用水域及び地下水への有害物質の流出・地下浸透を防止するため、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準の遵守を指導している。</p>	<p>水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準については、災害発生時を考慮したものではないことから、流出時の措置について、指導・周知する必要がある。</p>
275	<p>＜毒性ガスの大規模漏えいに係る保安対策＞</p> <p>アンモニアガス等の毒性ガスの大規模漏えいの災害を防止するため、保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供することにより、保安対策の向上を図っている。</p>	<p>引き続き、災害発時の毒性ガスの大規模漏えいを防止するため、第一種製造者の設備が技術上の基準に適合しているか確認するなど、保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供する必要がある。</p>
276	<p>＜有害な産業廃棄物の流出等防止対策＞</p> <p>廃棄物の飛散、流出等防止のため、事業者に対し、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準、保管基準等の遵守、管理責任者の設置等を指導している。</p>	<p>有害な産業廃棄物（特にP C B廃棄物等）が事業場外に流出することにより、住民の健康被害、生活環境への影響が懸念されることから、適正保管の確保、緊急時における拡散防止対策、連絡体制等を整備する必要がある。</p> <p>また、健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、有害な廃棄物の適正な保管や早期の処分を指導していく必要がある。</p>
277	<p>＜大気中への有害物質の飛散防止対策＞</p> <p>特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。</p>	<p>災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散するおそれがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 有害物質の大規模流出・拡散による二次災害の発生を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対する監視・指導等を通じた流出・拡散防止対策の推進や、有害物質流出時の連携・処理体制の整備を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生に伴う危険物・毒劇物の流出拡散を防止するため、引き続き、関係法令等に基づき監視・検査・指導等を実施する。	予防課	
	災害発生時に有害物質が流出した時に迅速に適切な措置を講じさせるため、すべての有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に年1回以上立入検査を行い、流出時の措置について、指導・周知を図る。	環境衛生課	
	災害発時の毒性ガスの大規模漏えいを防止するため、引き続き保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供する。	環境衛生課	
	災害発時の健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、P C B廃棄物の期限内処理及び処理するまでの間の適正保管について普及啓発等を進める。	環境衛生課	
	災害発時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	環境衛生課	

リスクシナリオ		
6-2 有害物質の大規模拡散・流出		
現在の取組・施策		脆弱性評価
【有害物質流出時の処理体制の構築】		
278	<有害物質流出時の処理体制の構築> 有害物質が河川等に流出した場合の迅速な処理を行うため、平時から国及び県管理河川において水質事故等発生時の連絡体制が構築されている。 流出事故発生時においては、公共用水域の水質保全のため、必要に応じて現地調査及び水質測定を実施している。	有害物質が河川等に流出した場合、健康被害の発生や水質汚染等の二次被害が発生するおそれがあることから、平時と同様に迅速な処理が行えるよう速やかに水質測定を行い、汚染の度合い把握する必要がある。
279	<有害物質の大規模流出・拡散対応> 有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出動し、対応している。	有害物質が大規模に流出等した場合は、早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力の向上を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 ⑥ 重大な二次災害を発生させないこと
リスクシナリオ 6-2 有害物質の大規模拡散・流出

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時の有害物質の流出・拡散時に、迅速な処理ができるよう、速やかに汚染の度合いを把握するため、引き続き連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	国 青森県 環境衛生課 土木課	
	有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、資器材の整備等、消防機関の対応力の向上を図る。	環境衛生課	

事前に備えるべき目標		⑥ 重大な二次災害を発生させないこと			
リスクシナリオ					
6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大					
現在の取組・施策		脆弱性評価			
【荒廃農地の発生防止・利用促進】					
280	<農地利用の最適化支援> 荒廃農地の発生防止・解消と、農業の生産性向上を図るために、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。		有效地に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により更なる農地の集積・集約化と荒廃農地の解消を推進する必要がある。		
281	<農地の生産基盤の整備推進> 荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や用排水対策など生産基盤の整備を推進している。		異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、引き続き、農業生産基盤の整備等を実施していく必要がある。		
【森林資源の適切な保全管理】					
282	<森林の計画的な保全管理> 将来にわたり、森林が有する土砂災害防止をはじめとする多面的機能の維持・増進を図るため、間伐や再造林などの森林整備を推進している。		近年、木材需要の高まりに応じて伐採面積が増加する中、森林施業コストが高いため、再造林されずに放置される森林が増加していることから、再造林や間伐の着実な実施に向けた対策を講ずる必要がある。		
283	<森林整備事業等の森林所有者への普及啓発> 土砂災害防止等重要な役割を持つ森林を良好な状態で次世代に引き継ぐため、森林組合等を対象とした説明会や巡回指導などの普及啓発活動を実施している。		森林を良好な状態で次世代に引き継ぐためには、森林所有者の理解が不可欠であるため、これまで以上に、森林整備の必要性等について、森林所有者への普及啓発活動を強化する必要がある。		
【農林水産業の生産基盤の防災対策】					
284	<農業・水産施設の長寿命化> 農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、施設の長寿命化計画を策定するよう技術的な支援等を実施している。 安心・安全な水産物を安定供給するため、漁港施設の老朽化対策を行っている。	再掲	まだ長寿命化計画を策定していない施設があることから、取組を促進していく必要がある。 老朽化対策が講じられていない施設があることから、県と協議を重ね、老朽化対策を実施する必要がある。		

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、荒廃農地の発生防止・利用促進や森林資源の適切な保全管理等を推進する。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、市町村、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積と再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。	農政課	
	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備を推進する。	農政課	
	再造林や間伐を着実に実施していくため、森林所有者の造林意欲向上につながる低コスト化技術の普及・定着や社会全体で再造林を支援する新たな仕組みづくりに取り組み、森林の適切な保全を図る。	青森県	
	森林整備事業等の推進に向けて、引き続き、森林組合等を対象とした説明会や巡回指導を行うほか、再造林のPRリーフレットを整備し、森林所有者等への普及啓発活動を実施する。	青森県	
	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、施設ごとの計画を策定し、長寿命化を図るよう技術的な支援等を実施する。 老朽化した漁港施設の機能保全に向けて、県と協議し計画的に老朽化対策を実施する。	青森県	

事前に備えるべき目標 ⑥ 重大な二次災害を発生させないこと		
リスクシナリオ 6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響		
現在の取組・施策		脆弱性評価
【風評被害の発生防止】		
285	<正確な情報発信による風評被害の防止> 安全・安心な農林水産品を国内外に広くアピールするため、ウェブサイトや、量販店・スーパー・レストラン等でのフェア開催などを通じて、平時から消費者や販売業者等に対し安全・安心な農林水産品の情報発信を行っている。 購入者が農林水産物の安全性を確認できるよう、放射線物質モニタリング調査結果を海外に情報提供している。	災害発生に伴う風評被害を防止するためには、何よりも正確な情報を発信する必要があることから、正確な情報発信のための仕組みを平時から構築しておく必要がある。 海外においては、一部に依然として放射性物質について懸念している消費者等がいることから、引き続き、農林水産物の安全性を情報提供していく必要がある。
286	<物流関係者との信頼関係の構築> 美味しい、安全・安心な農林水産品をPRするため、トップセールスやフェア等を実施し、県内外の販売関係者と信頼関係を構築するとともに、消費者に対する情報発信を行っている。 農林水産物の安全・安心確保に向けて、生産から加工・流通・販売に携わる関係者と情報を共有するための会議を開催している。	災害発生に伴う風評被害を防止するためには、日ごろから安全・安心性を積極的にPRし、物流・販売関係者や消費者との強固な信頼関係を構築しておく必要がある。
【風評被害の軽減対策】		
287	<風評被害の軽減対策> 東日本大震災時には、安全性を確認するとともに、消費者の信頼を確保するため、放射性モニタリング調査を実施し、県のホームページに公表している。	災害発生等により風評被害が発生した場合には、直ちに正確な情報を発信するなど被害軽減のための活動を実施し、速やかに風評被害を根絶する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 風評被害等による地域経済等への甚大な影響の発生を防ぐため、正確な情報を発信する体制を整備するとともに、関係事業者と連携・協力した安全・安心な生産・流通システムの構築を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	<p>災害発生時における農林水産品の風評被害の防止に向けて、正確な情報発信のために、ウェブサイトとSNSを連携させた情報発信の仕組みを構築するとともに、必要に応じて説明会等を開催して直接情報を提供するなど、情報発信の強化を図る。</p> <p>海外の消費者等の不安を払拭するため、引き続き、放射線物質モニタリング調査結果の情報提供を実施する。</p>	青森県	
	<p>災害発生時の風評被害防止に向けて、量販店・スーパーや消費者等との間にさらに強い信頼関係を構築するため、県と市町村の連携によるトップセールスの実施や、ウェブサイトの適切な更新等により、安全・安心性のPRの強化を図る。</p> <p>引き続き、生産・流通・販売等関係者との情報共有を図るとともに、消費者に対して正確な情報を提供するための研修会等を実施する。</p>	農政課 水産振興課 青森県	
	災害発生等による風評被害が発生した場合には、平時において構築された情報発信・連携体制を最大限に活用して早急に正確な情報を発信し、風評被害を根絶する。	青森県	

事前に備えるべき目標		⑦ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ					
7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
現在の取組・施策		脆弱性評価			
【災害廃棄物の処理体制の構築】					
288	<災害廃棄物処理計画の策定> 災害廃棄物の円滑な処理を行うため、国の廃棄物の減量等に関する施策に係る基本方針に基づき、災害廃棄物処理計画の策定に取り組んでいる。		災害廃棄物は一般廃棄物とされ、基本的には被災市町村がその処理を担うことから、円滑な処理体制が構築されるよう、災害廃棄物処理計画の策定を求めていく必要がある。		
289	<災害廃棄物等の処理に関する連携の強化> 災害が発生した場合において、円滑に災害廃棄物処理や屎尿処理が行われるよう、関係団体や関係自治体と協定の締結を目指す。		災害廃棄物の円滑な処理を行うため、事業者等に係する情報を共有する等、県、市町村、関係団体の連携を推進する必要がある。		
290	<農林水産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化> 農業資材等に係る廃棄物の円滑な処理を行うための処理体制が構築されている。		災害発生時においても、被災農業資材等の廃棄物が円滑に処理されるよう、平時から、事業者等に係する情報を共有し、関係団体との連携を推進する必要がある。		
291	<大気中への有害物質の飛散防止対策> 特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。	再掲	災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散するおそれがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。		

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】			
大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理計画の策定を進めるとともに、災害廃棄物等の処理に関する連携体制の強化等を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害廃棄物の円滑な処理に向けて、災害廃棄物処理計画の策定を進めるとともに、災害廃棄物の広域処理を、受入れ可能な市町村と一緒に推進する。	清掃センター	
	災害発生時において各種協定に基づき円滑に災害廃棄物が処理されるよう、県・市町村、関係団体間の情報共有を図り連携を強化する。	防災管理課	
	災害発生時においても、被災農業資材等の廃棄物が円滑に処理されるよう、関係団体との協定等の締結や、連携・連絡体制の構築を図る。	農政課 清掃センター	
	災害発生における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	環境衛生課	

事前に備えるべき目標		(7) 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ					
7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
現在の取組・施策		脆弱性評価			
【防災ボランティア受入体制の構築】					
292	<防災ボランティア受入体制の構築> 大規模災害が発生し、災害対策本部又は災害対策連絡本部が設置された場合には、社会福祉協議会及び日本赤十字社と協議の上、防災ボランティア情報センターを設置する体制を構築している。		災害発生時における防災ボランティアの受入体制を総合的に調整する仕組みが確立されていないことから、関係機関と連携を図りながら体制を検討する必要がある。		
293	<防災ボランティアの育成> 災害発生時の応急対策や復旧活動を行う上で、防災ボランティアの役割や活動が重要であることから、社会福祉協議会等と連携し防災ボランティアの育成に取り組んでいる。		災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し円滑な救援活動を実施するためには、平常時から、様々なボランティア団体を対象とした防災に関する研修・訓練等を実施し、防災ボランティアの育成強化を図る必要がある。		
【技術職員等の確保】					
294	<復旧作業等に係る技術者等の確保> 大規模災害等が発生した場合の応急対策業務（障害物除去用の重機・資機材等の調達を伴う工事）を速やかに実施するため、官民連携による対応力強化を図っている。	再掲	大規模災害発生時に、技術者の不足により復旧作業等に支障をきたすことがあることから、建設企業との連携を強化するとともに、道路啓開や応急対策業務を迅速に行う人材を確保・育成する必要がある。		
295	<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入態勢の構築を図っている。	再掲	災害発生時に迅速かつ速やかに他自治体や防災関係機関等の応援を受け入れができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続き等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。 特に、近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等、国や関係機関など全国からの受入れが必要であり、配慮する必要がある。		
【建設業の担い手の育成・確保】					
296	<建設業の担い手の育成・確保> 社会資本整備や災害対応を担うなど、住民の暮らしと地域の安全・安心を守り、地域に不可欠な建設業が将来にわたり存続できるよう、担い手確保に向けた取組を進めている。		建設投資の縮小に伴う競争の激化や、従業員の高齢化、若年入職者の減少による担い手不足がとりわけ深刻であることから、地域の建設業が将来にわたり存続していくため、担い手の安定的な確保に向けた取組を引き続き推進していく必要がある。		

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害ボランティアや災害応援の受入体制の構築等を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制を推進するとともに、関係機関と連携を図りながら、総合調整の仕組みを検討する。	生活福祉課	
	社会福祉協議会等と連携し、様々なボランティア団体やNPOの参画を得ながら、防災ボランティア育成のための研修を実施するとともに、防災訓練への積極的な参加を促すなど、防災ボランティアの育成を強化する。	防災管理課	
	道路啓開や応急対策業務を迅速に行うため、官民連携による対応力強化に引き続き取り組んでいく。	国 青森県 土木課	
	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体や防災関係機関等の応援を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。 また、緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	総務課（市役所） 防災管理課	
	社会资本整備や災害からの復旧・復興を担う建設業の担い手の安定的な確保に向けて、働き方改革に基づき週休2日制の積極的な導入等、建設業の職場改善を進めていく。	工事発注課	

リスクシナリオ		
7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	現在の取組・施策	脆弱性評価
【農林水産業の担い手の育成・確保】		
297	<農林水産業の担い手育成・確保> 基幹産業である農林水産業を将来にわたって維持・発展させるため、担い手の確保に取り組んでいる。	災害による被害から県経済を迅速に復旧するためには、基幹産業である農林水産業を維持し、成長産業として発展させていくことが重要となるが、農林水産業従事者が減少傾向にあることから、平時から後継者の育成や新規参入を推進し担い手を確保していく必要がある。
298	<農業の担い手育成・確保> 生産活動や地域活動などを実践し、地域の将来を支えていく担い手を育成している。	農業を支える多様な人材を育成・確保するとともに、地域経営の視点に立って、地域をけん引するリーダー及び経営体を育成する必要がある。
299	<林業の担い手育成・確保> 森林の整備や木材を生産する担い手の育成確保や、雇用管理体制の改善や、労働安全衛生対策への支援を実施している。	林業の機械化が進んでおり、専門的かつ高度な知識と技術が求められていることから、一定の能力を身につけた後継者の育成や新規参入を推進する必要がある。
300	<水産業の担い手育成・確保> 新鮮な水産物を消費者に供給していくため漁協と協力し、情報提供や人材の育成を図り、担い手の確保・育成に取り組んでいる。	漁業者の高齢化や後継者不足等により、事業継承が難しくなっている。
【人材育成を通じた産業の体质強化】		
301	<産業を支える人材の育成> 経済や雇用の大きな柱である本県のものづくり産業を支えるため、技術者から経営者に至る各階層を対象とした人材育成カリキュラムを実施し、産業基盤の強化に取り組んでいる。	大規模災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、高度な人材が必要になることから、引き続き開発力やマネジメント力などの様々な技能を有した人材の育成を積極的に進める必要がある。
【防災人材育成】		
302	<災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成> 災害発生における医療救護活動及び福祉支援活動を行うため、D M A T（災害派遣医療チーム）、D P A T（災害派遣精神医療チーム）、D C A T（災害福祉支援チーム）の育成や訓練の実施、研修会の開催等に取り組んでいる。	再掲 災害発生時に被災地の医療・福祉ニーズに応じた活動が円滑に実施できるよう、高度な知識や専門的な技術を有する人材を育成するための訓練・研修を実施するとともに、チーム数の増加を図る必要がある。
303	<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。	再掲 災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織を設立させる必要がある。
304	<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	再掲 大規模災害発生時等、円滑な活動ができるよう他消防本部及び他機関との連携を図る必要がある。

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	基幹産業である農林水産業の成長産業化に向けて引き続き、農業・林業・水産業それぞれの課題を踏まえながら、担い手の育成・確保に取り組む。	農政課 水産振興課 青森県	
	高品質な農産物の生産や高付加価値化など、これから農業を支える多様な人材を確保・育成するとともに、地域経営の視点に立って、地域をけん引するリーダー及び経営体を育成するための取組を実施する。	農政課	
	林業の機械化に対応した、専門的かつ高度な知識と技術を備えた林業技術者の確保に向けて、一定の能力を身に着けた後継者の育成や新規参入を推進する。	青森県	
	漁協と協力し、担い手への長期的な助成や漁船などの購入の助成支援が必要である。	水産振興課 漁協	
	円滑な復旧・復興を支える技術者の専門スキルの向上や経営者層に必要な技術習得を支援するなど、各階層を対象とした人材育成カリキュラムを実施し、高度な人材の育成を図る。	産業観光課	
	災害発生時の医療救護活動及び福祉支援活動を行うため、D M A T、D P A T、D C A Tの育成等を計画的に推進していく。	健康推進課 医事課 管理課 介護福祉課	
	自主防災組織の設立促進と、活動の活発化に向けて、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。	防災管理課	自主防災組織の組織率 65.8%【R 1年度】→70%【R 5年度】
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。	総務課（消防） 警防課	

リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
現在の取組・施策		脆弱性評価
305	<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、団員確保のため、成人式や各種イベントにおいて消防団活動への理解と入団促進を図るための広報活動を実施している。	再掲 近年、消防団員は年々減少しており、令和2年9月1日現在で291人となっていることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
306	<被害認定調査等の体制確保> 発災時に適切な被災者支援を行えるよう、平時より災害救助事務等の説明会を開催している。	被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に対応すべき事項について、平時からの的確に周知すると共に、災害時には迅速かつ適切に実施していく必要がある。

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	警防課	
	発災時に迅速かつ適切な被災者支援を行えるよう、平時より県が実施する災害救助事務等の市町村担当者を対象とした説明会に出席し、担当者のレベルアップを図ることで被災者支援体制を構築していく。	生活安全課 税務課	

事前に備えるべき目標		(7) 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	
リスクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
現在の取組・施策		脆弱性評価	
【応急仮設住宅の確保等】			
307	<応急仮設住宅の迅速な供給> 災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供給するため、関係団体と応急仮設住宅の建設又は民間賃貸住宅の提供に関する協定の締結並びに、木造応急仮設住宅の標準設計の作成を検討。		応急仮設住宅の建設候補地検討のほか、建設に関する具体的な手順等が定められていないことから、建設に関する具体的な整備マニュアルを作成する必要がある。 また、災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅の把握方法等を具体的にする必要がある。
【地域コミュニティ力の強化】			
308	<地域防災力の向上・コミュニティ再生> また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を開発している。		地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されることから、地域コミュニティの再生、自助・共助を軸とした地域防災力の向上が急務である。
309	<地域コミュニティ力の強化> 地域特性を生かした地域づくり等を通じ地域コミュニティを強化するため、コミュニティ活動の再生等地域力の向上等を目的とする事業を推進している。		少子高齢化や個人の価値観の変化などに加え、地域における人口減少が進んでおり、地域活動の担い手不足が大きな課題となっているため、地域コミュニティ機能の維持・再生に向けた取組が必要である。 また、地域コミュニティ力の強化は、一朝一夕でできるものではないことから、地域における自発的・主体的な取組が継続的に行われることが求められる。
310	<農山漁村の活性化> 「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、その一環として地域力の再生を実現するための取組を推進している。		人口減少が進む中、農山漁村が有する自然・景観・文化などの地域資源を将来に引き継いでいくためには、自立した農林水産業の確立を図りながら地域コミュニティ機能の維持・再生に取り組んでいく必要がある。
311	<地域コミュニティを牽引する人材の育成> 地域コミュニティの維持と活性化のため、一般向けに地域づくりに取り組む活動者としての資質を高める講座を実施するなど、学びを通じて、地域を支える人材の育成とネットワーク化に取り組んでいる。		地域を支える人材として、多様な人材の関わりが必要であるため、ネットワークの形成・強化、地域を越えた人材交流の促進に取り組む必要がある。
312	<地域を支えるリーダーの育成> チャレンジ精神、豊かな発想力、広い視野を持って、起業・創業、経営革新、地域おこしに果敢に挑戦していく人材の育成とネットワークづくりを図るため、著名な講師による講演やワークショップなどの取組を実施している。		地域コミュニティ維持・活性化のためには、地域の核となるリーダーを育成する必要があるが、リーダーの数を増やすこと、人材のスキルを上げるには継続的な取組が必要である。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】			
地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅を迅速に供給する体制を確保するとともに、地域コミュニティの強化や農山漁村の活性化等を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時に、より迅速に応急仮設住宅を供給するためには、青森県と連携し、整備マニュアルの共有などを行うとともに、不動産関係団体と連携して災害発生時に提供可能となる民間賃貸住宅の情報共有できる体制の構築を図る。	防災管理課 建築住宅課	
	地域単位での新しい形の訓練を構築・実施し、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図る。	防災管理課	
	災害発生における共助を支える地域コミュニティ力の強化に向けて、引き続き、地域における取組を支援し、自主的・主体的な活動の促進を図る。	政策調整課 広報広聴課	
	公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより地域の人々などの参加を促進し、水路の泥上げや草刈りなどの作業を通じて、こうした多様な主体（地区環境公共推進協議会）の参加の下で、自ら行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生を実現していく。	農政課	
	地域コミュニティの持続と活性化に向けて、地域を支える多様な人材の育成とネットワーク化を図り、持続的に人材を輩出する仕組みづくりに取り組む。	広報広聴課 産業観光課	
	地域コミュニティの維持・活性化を担う地域の核となるリーダーの育成に向けて、研修会等を開催する。	広報広聴課 産業観光課	

リスクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
現在の取組・施策		脆弱性評価
313	<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、団員確保のため、成人式や各種イベントにおいて消防団活動への理解と入団促進を図るための広報活動を実施している。	再掲 近年、消防団員は年々減少しており、令和2年9月1日現在で291人となっていることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	警防課	

事前に備えるべき目標 ⑦ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ 7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
現在の取組・施策		脆弱性評価	
【鉄道の運行確保】			
314	<鉄道事業者との連携による早期復旧> 災害発生時における鉄道の運行確保・早期復旧を図るため、JRとの間で、列車の重大事故、大規模な交通障害が発生又は発生するおそれのある場合における連絡体制を構築している。 また、その他の鉄道事業者との間で、緊急時対応のため、運休情報等を含む情報共有を平時から行っている。		災害発生時における人員輸送・物流の確保と、早期復旧に向けて、引き続き、平時からの情報共有をはじめ、鉄道事業者との連携を図っていく必要がある。
315	<青い森鉄道の災害対策> 災害発生時における鉄道施設の被害状況や青い森鉄道線の運行状況に係る情報を収集し、必要な対策を講じるため災害時初動体制マニュアルを定めている。		青い森鉄道は、地域住民の足であることはもとより、我が国の物流の大動脈であることから、災害発生時の輸送体制を維持するとともに、被災した場合においても早期に復旧できる体制を構築する必要がある。
【道路施設の防災対策】			
316	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	災害発時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
317	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
318	<市管理農道の機能保全・老朽化対策> 災害発時の避難路・代替輸送路となる市管理の農道の安全性等を確保するため、市町村による定期的な点検診断等を促進している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
【代替交通・輸送手段の確保】			
319	<代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が利用できなくなった場合の代替交通手段確保のため、航路運行事業者・航空会社等と情報共有を図っている。	再掲	災害発生時等に道路が利用できなくなった場合に、円滑・迅速に代替交通手段が確保できるよう、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図る必要がある。
320	<輸送ルートの代替性の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、航路運行事業者・航空会社等と情報共有を図る。	再掲	災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図る必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】			
鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策を推進するとともに、代替交通・輸送手段の確保を図る。			
重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	災害発生時における人員輸送・物流の確保と、早期復旧に向けて、引き続き、平時からの情報共有をはじめ、鉄道事業者との連携を図っていく。	青森県 政策調整課 都市整備課 民間事業者	
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう青い森鉄道と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、施設の安全対策等の取組を促進していく。	青森県 政策調整課 都市整備課 民間事業者	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	青森県 土木課	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
	市管理の農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断等の取組を支援する。	青森県 農政課	
	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図っていく。	国 青森県 政策調整課 民間事業者	
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう航路運航事業者及び航空会社等と一層の情報共有を図っていく。	国 青森県 政策調整課 民間事業者	

リスクシナリオ			
7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
321	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

重点	今後必要となる取組・施策	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	土木課 農政課	